

官報

号外 昭和五十七年四月八日

第九十六回国会 衆議院会議録 第十六号

昭和五十七年四月八日(木曜日)

議事日程 第十六号

昭和五十七年四月八日

午後二時開議

- 第一 船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 第五 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件
- 第六 国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 第七 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 第九 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第五 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第六 国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 日程第七 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第八 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)
 日程第九 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 日程第十 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時三分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

池端清一君及び勝岡田清一君から、四月十二日より二十三日まで十二日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

日程第一 船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案、日程第二、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長(越智伊平君)の報告を求めます。運輸委員長越智伊平君。

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔越智伊平君登壇〕

○越智伊平君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、船員法及び船舶職員法の一部を改正する

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

法律案について、主な内容を申し上げます。

本法案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約、いわゆるSTCW条約の発効に備えるとともに、船員の資格及び職務に関する制度の近代化を推進するため、必要な措置を講ずることとしようとするものであります。

第一に、航海当直に遵守すべき事項、航海当直を担当する部員の要件、タンカーに乗り組む職員等の要件、船舶職員法の適用に関する旗国主義の採用、条約の要件を満たした新たな海技資格等について定めること、

第二に、設備等について一定の基準に適合する船舶に關し、条約の定める要件との整合性を確保しつつ、航海当直体制の特例及び新しいタイプの運航士制度などを設けるとともに、船舶職員の乗り組み基準を政令で定めること

次に、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容を申し上げます。

本法案は、最近におけるわが国船員を取り巻く労働環境の変化に対処し、船員災害防止対策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要な措置を講ずることとしようとするものであります。

第一に、船員災害防止活動の主体となるべき船舶所有者及び船員について、それぞれの責務を宣言するとともに、国の援助等について規定すること、

第二に、船舶所有者に総括安全衛生担当者の選任、安全衛生委員会の設置、安全衛生教育の体制の整備を行わせること、

第三に、運輸大臣は、船員災害が多発していること等により総合的な改善措置が必要な船舶所有者に対し、安全衛生改善計画の作成を指示し、またはその変更を命ずることができると

等であり、

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(一)案、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律案(二)案、自由民主党の橋本進君から両案に対して

賛成、日本共産党の辻第一君から船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対して反対の討論があり、採決の結果、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案は多数をもって、また、船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し、それぞれ全会一致をもって附帯決議が付けられましたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(福田一君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。本法案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本法案は、委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律案(内閣提出)
○議長(福田一君) 日程第三、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長青木正久君。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○青木正久君 たいだいま議題となりました公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、国家公務員等の災害補償制度の改正に際して、公立学校の学校医等の公務災害に係る年金である傷病補償等を受ける権利を担保に、国民金融公庫または沖繩振興開発金融公庫から小口の資金の貸し付けを受けることができることとしようとするものであります。

本法案は、去る二月二十六日本委員会に付託され、三月二十六日小川文部大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

四月二日質疑を終了し、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(福田一君) 採決いたしました。
本法案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十一年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第六 国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)
○議長(福田一君) 日程第四、日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第五、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十一年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第六、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中山正暉君。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十一年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中山正暉君登壇〕

○中山正暉君 たいいま議題となりました三案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、ドイツ民主共和国との間の通商航海条約について申し上げます。

本条約は、昭和五十四年にドイツ民主共和国から締結したい旨の申し入れがあり、その後、両国政府間で交渉を行いました結果、合意に達しましたので、昭和五十六年五月二十八日東京において本条約に署名を行いました。

本条約は、両国間の貿易の発展及び経済関係の強化のために協力することを定めるとともに、関税、租税、事業活動等に関する事項についての最恵国待遇、輸出入制限についての無差別待遇、身体及び財産の保護、出訴権についての内国民待遇及び最恵国待遇等について規定しております。

次に、一九七一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約延長議定書について申し上げます。

本議定書は、昭和五十六年三月六日ロンドンで開催された政府間会議において作成されたものでありまして、昭和五十六年六月三十日に失効することになっておりました両規約の有効期間を二年間延長することについて定めたものであります。

なお、本議定書は、昭和五十六年七月一日に効力を発生しており、わが国につきましては、議定書の規定に基づき暫定的適用宣言により、現在暫定的に適用されております。

次に、国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案につきまして申し上げます。

国際科学技術博覧会は、昭和六十年に筑波研究学園都市で開催されることになっておりますが、本案は、国際博覧会に関する条約第十二条の規定に基づき、外務省に特別職の国家公務員である国

際科学技術博覧会政府代表一人を置くこととし、その任務、給与等について定めたものであります。

なお、本案は、博覧会終了後一年の期間を経過した日にその効力を失うこととしております。

以上三案件は、二月十二日提出され、委員会におきましては、三月十九日櫻内外務大臣から提案理由の説明を聴取し、三月二十四日及び四月二日質疑を行い、昨七日採決を行いました結果、ドイツ民主共和国との間の通商航海条約は全会一致をもって、また、国際小麦協定の延長議定書は多数をもって、それぞれ承認すべきものと議決し、国際科学技術博覧会政府代表設置臨時措置法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

た。

日程第七 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第七、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、日程第八、小規模企業共済法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長渡部恒三君。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○渡部恒三君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業者の金融の円滑化を図るため、重要な役割りを果たしている中小企業信用補充制度について、エネルギー対策保険の創設及び倒産関連中小企業者の範囲の拡大を行い、その拡充を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、中小企業者の省エネルギー施設または石油代替エネルギー施設を設置資金の借入債務について、信用保証協会がした保証を対象とするエネルギー対策保険を創設し、保険限度額を一億円、組合の場合二億円、てん補率を百分の八十と

すること、

第二に、連鎖倒産防止のための倒産関連保証について、災害等突発的要因により、経営の安定に支障を生じている特定地域の中小企業者も対象とするよう、倒産関連中小企業者の範囲を拡大すること

等でありまして、

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、小規模企業者の廃業等の場合に、共済金を支給する小規模企業共済制度について、最近における経済事情の変化に対応して、その改善を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、掛金月額の最高限度を三万円から五万円に引き上げること、

第二に、共済金の受給のために必要な掛金納付月数を十二月から六月に引き下げることに、

第三に、共済契約の解除手続を簡素化し、第一種共済契約者に、いわゆる法人成り等の事由が生じた場合、共済契約は解除されたものとみなすこと等でありまして、

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号 郵便貯金法の一部を改正する法律案 漁業災害補償法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第九、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。通信委員長報告を求めます。通信委員長水野清君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔水野清君登壇〕

○水野清君 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便貯金の預金者貸し付けの制限額を引き上げることと内容とするものであります。

郵便貯金の預金者貸し付けは、定額郵便貯金等の預金者に対してその貯金を担保として貸し付けを行うものであります。その制限額は、現在一人につき七十万円ですが、預金者の利益の増進を図るため、これを百万円に引き上げようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は公布の日となっております。

本案は、去る一月二十九日日本委員会に付託され、昨四月七日箕輪郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第十、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。農林水産委員長羽田孜君。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔羽田孜君登壇〕

○羽田孜君 ただいま議題となりました漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済についての共済契約の締結を促進する措置を講ずるとともに、特殊法人の整理合理化を図るための措置を講じようとするものであります。

すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。午後二時二十八分散会

出席國務大臣

- 外務大臣 櫻内 義雄君
- 文部大臣 小川 平二君
- 農林水産大臣 田澤 吉郎君
- 通商産業大臣 安倍晋太郎君
- 運輸大臣 小坂徳三郎君
- 郵政大臣 箕輪 登君

朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

- 一、去る五日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
 - 昭和三十七年度一般会計予算
 - 昭和三十七年度特別会計予算
 - 昭和三十七年度政府関係機関予算
- (報告書受領)
- 一、昨七日、内閣から次の報告書を受領した。
 - 船員保険法第五十九条第九項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更についての報告

員保険の保険料率の変更についての報告

(政府委員退任)

一、去る二日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、一日付をもって内閣総理大臣官房同和对策室長水田勢は内閣総理大臣官房地域改善対策室長に、労働省職業安定局失業対策部長加藤孝は労働省職業安定局高齢者対策部長にそれぞれ任命されたので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る六日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、六日付をもって行政管理局長官房審議官門田英郎は行政管理局審議官古橋源六郎は行政管理局長官房審議官にそれぞれ任命されたので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、昨七日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、二日付をもって特許庁審査第一部長姫野瑛一は退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承継)

一、去る二日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申し出の次の者を、第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

- 内閣総理大臣官房 水田 勢
- 地域改善対策室長 加藤 孝
- 労働省職業安定局 高齡者対策部長

一、去る六日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申し出の次の者を、第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

- 行政管理局長官 門田 英郎
- 官房総務審議官 古橋源六郎
- 行政管理局長官官房審議官

(政府委員任命)

一、去る二日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、二日議長において承認した水田勢外一名を、同日第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る六日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、六日議長において承認した門田英郎外一名を、同日第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

池田 淳君

白井日出男君

竹中 修一君

中村 弘海君

阿部 文男君

井出 太郎君

久間 章生君

長谷川 峻君

補欠

久間 章生君

井出 太郎君

阿部 文男君

長谷川 峻君

竹中 修一君

白井日出男君

池田 淳君

中村 弘海君

法務委員

辞任

井出 太郎君

今枝 敬雄君

白川 勝彦君

小澤 深君

北川 石松君

北村 義和君

補欠

北川 石松君

北村 義和君

小澤 深君

白川 勝彦君

井出 太郎君

今枝 敬雄君

文教委員

辞任

高村 正彦君

長谷川 峻君

嶋崎 讓君

浜田卓二郎君

渡辺 秀央君

関 晴正君

補欠

浜田卓二郎君

渡辺 秀央君

関 晴正君

高村 正彦君

長谷川 峻君

嶋崎 讓君

商工委員

辞任

城地 豊司君

水田 稔君

石原健太郎君

補欠

伊賀 定盛君

井岡 大治君

中馬 弘毅君

運輸委員

辞任

阿部 文男君

久間 章生君

関谷 勝嗣君

井岡 大治君

伊賀 定盛君

中馬 弘毅君

北川 石松君

泰道 三八君

塚原 俊平君

阿部未喜男君

城地 豊司君

石原健太郎君

補欠

泰道 三八君

北川 石松君

塚原 俊平君

阿部未喜男君

城地 豊司君

石原健太郎君

久間 章生君

阿部 文男君

関谷 勝嗣君

井岡 大治君

伊賀 定盛君

中馬 弘毅君

建設委員

辞任

飛鳥田一雄君

山花 貞夫君

環境委員

辞任

土井たか子君

嶋崎 讓君

議院運営委員

辞任

清水 勇君

中西 續介君

懲罰委員

辞任

山花 貞夫君

飛鳥田一雄君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

西中 清君

草川 昭三君

補欠

草川 昭三君

西中 清君

予算委員

辞任

草川 昭三君

西中 清君

内閣委員

辞任

上草 義輝君

川崎 二郎君

堀内 光雄君

木村 守男君

佐藤 一郎君

泰道 三八君

地方行政委員

辞任

池田 淳君

亀岡 高夫君

外務委員

辞任

佐藤 一郎君

竹内 黎一君

北川 石松君

宮下 創平君

社会労働委員

辞任

池端 清一君

上田 哲君

農林水産委員

辞任

木村 守男君

北村 義和君

阿部 昭吾君

今枝 敬雄君

川崎 二郎君

石原健太郎君

商工委員

辞任

植竹 繁雄君

泰道 三八君

上田 哲君

石原健太郎君

白川 勝彦君

野上 徹君

池端 清一君

阿部 昭吾君

野上 徹君

植竹 繁雄君

上田 哲君

石原健太郎君

池端 清一君

阿部 昭吾君

泰道 三八君

植竹 繁雄君

上田 哲君

石原健太郎君

池端 清一君

阿部 昭吾君

泰道 三八君

植竹 繁雄君

上田 哲君

石原健太郎君

池端 清一君

阿部 昭吾君

泰道 三八君

植竹 繁雄君

上田 哲君

石原健太郎君

池端 清一君

阿部 昭吾君

泰道 三八君

植竹 繁雄君

上田 哲君

石原健太郎君

池端 清一君

阿部 昭吾君

泰道 三八君

植竹 繁雄君

上田 哲君

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された

昭和五十七年四月八日 衆議院会議録第十六号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

た議案は次の委員会に付託された。
民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(予)

法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案
証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和五十七年度一般会計予算
昭和五十七年度特別会計予算
昭和五十七年度政府関係機関予算

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
もち米輸入商社公表問題と国政調査権との関連に関する質問主意書(小川国彦君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員小沢貞孝君提出法定外公共物(赤線・青線等)払下げ手続きに関する質問に対する答弁書

法定外公共物(赤線・青線等)払下げ手続きに関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十七年三月八日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 福田 一殿

法定外公共物(赤線・青線等)払下げ手続き

朗読を省略した議員の報告 船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

に関する質問主意書

現行国有財産法で法定外公共財産として取扱われ、道路法、河川法等の規制の対象外になっている里道(通称「赤線」と呼ぶ)や、河川法の適用又は準用がない水路(通称「青線」と呼ぶ)等が最近の宅地開発、都市化等の影響を受け、廃道、廃川又はつけ替え等の必要が生じている箇所が多く、今後ますます多発する傾向にある。

反面、現行の払下げ事務手続きは、市町村役場、県、建設省(所轄建設事務所)、大蔵省(地方財務部)等を経由して、最終申請者に結論が知らされるまで一年以上を要している例が多い。

他面、申請件数は年間一万件以上もあり、事務処理も滞りがちである。

行政の簡素化と経費の節減を図る必要もある最近の状況にかんがみ、次の件について質問する。
一 公図に示されている赤線・青線の管理と所有権を地方自治体(市町村)に移管、譲渡すべきかどうか。

二 地方自治体の長は、公図に示されている赤線・青線地帯の廃道、廃川、つけ替え、払下げ等の申請があつた場合、速やかに現地調査、境界の確認等を行い、建設事務所、地方財務部と打合わせ、その結論を直ちに申請者に伝えるべきかと思ふがどうか。

三 払下げに伴う代価は地方自治体の収入とし、管理、運営等の責任を持たせるべきかと思ふがどうか。

四 現在実施中で、前記一、二にも関連のある国土調査の実施を急ぎ、赤線・青線の実態を可及的速やかに把握すべきかと思ふがどうか。

右質問する。

内閣衆議九六第五号
昭和五十七年四月六日

提出者 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員小沢貞孝君提出法定外公共物(赤

線・青線等)払下げ手続きに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小沢貞孝君提出法定外公共物(赤線・青線等)払下げ手続きに関する質問に対する答弁書

一 道路法、河川法等が適用又は準用されない里道、水路等で、その敷地が国有財産であるいわゆる法定外公共用財産は、建設省所管の公共用財産としてその管理を国有財産法に基づき都道府県知事に取り扱われているところであるが、昭和五十六年度から都道府県知事がこれら法定外公共用財産の管理に関する事務の一部を当該財産の所在する市町村の長に委任することができよう措置したところであり、今後ともこの措置の実効ある運用に努めてまいりたい。

なお、法定外公共用財産を地方公共団体(市町村)に無償で譲渡することについては、今後とも慎重に検討してまいりたい。

二 法定外公共用財産のうち、公共性を喪失し、公共物として存置する必要のないものについては、用途廃止の処理を行い、普通財産として処分を行う等事務処理の促進に努めてきてきているところであるが、今後とも関係機関との相互間において有機的な連絡を図りつつ、事務処理の簡素化、迅速化に努めてまいりたい。

三 国有財産の払下げに伴う代価を直接地方公共団体の収入とすることは認められていないが、法定外公共用財産の用途を廃止した場合に、一定の要件の下でこれを無償譲渡することができるところとされている国有財産法第二十八条の規定があるので、これに該当するものがあれば、適切に対処してまいりたい。

四 国土調査は、現在国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づく第三次の国土調査事業十箇年計画(昭和五十五年度から昭和六十四年度まで)により計画的な推進を図つているところである。法定外公共用財産は、小規模の面積で、かつ、全国各地に散在しているほか、土地登記簿にも登録されていないこと等の理由から、その実態が必ずしも明確ではないので、今後とも国土調査の成果の活用等とあいまつて、その実態把握に努めてまいりたい。

右答弁する。

(答弁通知書受領)
一、去る六日、内閣から、衆議院議員青山丘君提出在日韓国人に対する行政差別に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があるため、昭和五十七年四月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。
昭和五十七年三月十九日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案

(船員法の一部改正)
第一条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第三条中「船舶通信士」を「通信長、通信士」に改める。
第十四条の四中「第八条乃至前条」を「第八条から前条まで」に、「もの外」を「もののほか、航海当直の実施」に改める。
第六十一条中「但し」を「ただし」、主務大臣の定める危険物又は有害物でばら積みしたもの(そ

の船舶において使用されるものを除く。)を積載してるときに改める。

第七十条第一項中「総トン数」を「船舶所有者は、総トン数に、定員は、」を「定員を、としなければ」とし、その員数の海員を乗り組ませなければに改め、同条第三項中「第一項の定員」を「前項の規定により乗り組ませなければならぬ海員」に、を以て、これに充てなければ」とを「でなければ」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条の二の前に見出しとして「(特例)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七十二条の三 船舶の設備、甲板部及び機関部の部員で航海当直をすべき職務を有するもの要件及び定員その他の事項に關し命令で定める基準に適合する船舶として主務大臣の指定するものについては、第七十条の規定による航海当直体制について命令で別段の定めをすることが出来る。

前項の指定に關し必要な事項は、命令でこれを定める。
第百一条中「基いて」を「基ついて」に、「必要な処分をする」を「その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずる」に改め、同条に次の二項を加える。

行政官庁は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、行政官庁は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。

行政官庁は、前項の規定による処分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならぬ。

第百七条第一項を次のように改める。
船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることが出来る。

第百七条第三項中「証明する証票」を「示す証明書に、携帶しなければ」を「携帶し、関係者に提示しなければ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百八条中「基いて」を「基ついて」に、「司法警察官」を「司法警察員」に改める。

第百七条の次に次の二項を加える。
(航海当直をすべき職務を有する部員)

第百七条の二 船舶所有者は、命令の定める船舶には、年齢、航海当直又はこれに準ずる業務の経験その他の事項に關し命令の定める要件を備へた者以外の者を甲板部又は機関部の部員で航海当直をすべき職務を有するものとして乗り組ませはならない。
(タンカーに乗り組む船長及び海員)

第百七条の三 船舶所有者は、命令の定めるタンカー(主務大臣の定める危険物又は有害物であるばら積み積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう)には、その危険物又は有害物の取扱に關する業務の経験その他の事項に關し命令の定める要件を備へた者以外の者を船長その他命令の定める海員として乗り組ませはならない。

第百九条の二の見出しを「(経過措置)」に改め、同条中「第一項第三号」を「この法律」に、「政令」を「命令」に、「失業保険制度」を「雇用保険制度」に改める。

第百二十条の次に次の一条を加える。
(外国船舶の監督)

第百二十条の二 行政官庁は、日本船舶以外の船舶(第一項第一項の命令の定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。)で命令の定めるものが我が国の領海又は内水において次の各号の一に掲げる事実を生じさせた場合において、その船舶における航海当直が千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に關する国際条約に定める航海当直の基準(以下「航海当直基準」という。)に従つて実施されていなかったと認めるときは、その船舶の船長に対し、航海当直基準に従つた航海当直を実施するための措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

一 衝突し、又は乗り揚げたこと。
二 海洋の汚染の防止を目的とする国際条約に違反して、油その他の物質を排出したと。

三 船舶交通の安全に關する法令に違反する航行その他船舶交通の安全を阻害する航行を行つたこと。

行政官庁は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお航海当直基準に従つた航海当直を実施するための措置がとられていない場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

船員労務官は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する行政官庁の権限を即時に行うことができる。

第百一条第三項の規定は第二項の場合について、第百七条第一項から第四項までの規定は第二項又は第二項の場合について準用する。この場合において、第百一条第三項中「前項」とあるのは「第百二十条の二第二項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「航海当直基準に従つた航海当直を実施するための措置がとられた」と、第百七条第一項中「必要がある」とあるのは「第百二十条の二第一項各号の一に掲げる事実を生じさせた船舶が国内の港にある間、必要がある」と、「船舶所有者、船員その他の関係者」とあるのは「その船舶の乗組員」と、「船舶その他の事業場」とあるのは「その船舶」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百二十条の二第二項において準用する前二項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第百二十条の二第四項において準用する第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

第百二十四条中「尽きなかつた」を「尽きたなかつた」に、「三千元」を「三十万円」に改める。

第百二十五条中「左の」を「次の」に、「三千元」を「二十万円」に改める。

第百二十六条中「左の」を「次の」に、「三千元」を「十万円」に改め、同条第四条中「基いて」を「基ついて」に改め、同条第五号中「同条第一項第二号乃至第四号」を「同条第一項第二号から第四号まで」に改める。

第百二十七条中「三千元」を「三十万円」に改める。
第百二十八条の二中「三千元」を「十万円」に改める。
第百二十九条中「十万円」を「十万円」に改める。

第百二十九条の二を削る。
第百三十条中「第三十三條」の下に、「第三十四條第一項」を、「第六十三條第二項」の下に「第六十七條第二項」を加え、「若しくは」は第百

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号 船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

五二四

十二 第二項を、第百二十二条第二項、第百二十七条の二若しくは第百七十七条の三に、「第七十三條を第七十二條の三第一項若しくは第七十三條に、「六箇月」を六月に、「五千元」を十万円に改める。

第百三十条の二を削る。
第百三十一条中「五千元」を「十万円」に改め、同条第一号中「第三十二條の下に」、「第三十四條第二項、第五十三條、第五十四條、第五十六條」を加え、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 第三十四條第四項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百三十二條を次のように改める。
第百三十二條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
一 第百一条第二項の規定による処分に違反した者
二 第百二十條の二第二項の規定による処分に違反した者

第百三十三條中「左の」を「次の」に、「これを三千元」を「十万円」に改め、同条第二号中「以て」を「もつて」に改め、同条第四号中「基いて」を「基つて」に改め、同条第五号中「以て」を「もつて」に、「書換」を「書換え」に改め、同条に次の七号を加える。
七 第九十七條の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者
八 第九十八條の規定に違反した者
九 第九十九條の規定による命令に違反した者
十 第百一条第一項の規定による命令に違反した者
十一 第百七条第一項(第百二十條の二第四項において準用する場合を含む。)の規定に

よる出頭の命令に應ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
十二 第九九條の規定に違反した者
十三 第百二十二條第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者
第百三十五條第一項中「第百二十九條乃至第百三十一條、第百三十二條第一号乃至第三号第六号又は第百三十三條第一号第二号」を「第百二十九條から第百三十一條まで、第百三十二條第一号又は第百三十三條第一号、第二号、第七号から第十号まで若しくは第十一号(第百二十條の二第四項において準用する第百七条第一項に係る場合を除く。第三項において同じ。に、「罰する外」を「罰するほか」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第百三十二條第一号乃至第三号」を「第百三十三條第七号から第九号まで又は第十一号」に改める。
(船舶職員法の一部改正)
第二条 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十九條の三」を「第二十九條の四」に改める。
第二条第一項中「船舶とは」の下に、「第二十九條の三に規定する場合を除き」を、「借り入れた日本船舶以外の船舶」の下に「運輸省令で定めるものを除く。」を加え、「左の各号」を「次に」に改め、同項第二号を次のように改める。
二 係留船その他運輸省令で定める船舶
2 この法律において「船舶職員」とは、船舶に信長及び通信士の職務を行う者をいう。
第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の船舶職員には、運航士(船舶の設備その他の事項に關し運輸省令で定める基準に適合する船舶において次の各号の一に掲げる職務を行う者をいう。)を含むものとする。
一 航海士の行う船舶の運航に關する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務
二 機関士の行う機関の運轉に關する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務
三 前二号に掲げる職務を併せ行う職務
四 航海士の職務及び第二号に掲げる職務を併せ行う職務
五 機関士の職務及び第一号に掲げる職務を併せ行う職務
第四条第二項中「合格した者」の下に「(次条第一項第一号から第三号までに掲げる海技士(航海)、海技士(機関)及び海技士(通信)に係る免許にあつては、試験に合格し、かつ、その資格に應じ運輸大臣が指定する講習の課程を修了した者)を加え、同条第三項中「三箇月」を「一年」に改める。
第五条を次のように改める。

第五条 前条の免許は、次の各号に掲げる区分に應じ、それぞれ当該各号に定める資格の別に行う。
一 海技士(航海) 次のイからハまでの資格の別
イ 一級海技士(航海)
ロ 二級海技士(航海)
ハ 三級海技士(航海)
ニ 四級海技士(航海)
ホ 五級海技士(航海)
ヘ 六級海技士(航海)
二 海技士(機関) 次のイからハまでの資格の別
イ 一級海技士(機関)
ロ 二級海技士(機関)
ハ 三級海技士(機関)

二 海技士(機関) 次のイからハまでの資格の別
イ 一級海技士(機関)
ロ 二級海技士(機関)
ハ 三級海技士(機関)
ニ 四級小型船舶操縦士
ホ 五級小型船舶操縦士
ヘ 六級小型船舶操縦士
七 海技士(通信) 次のイからハまでの資格の別
イ 一級海技士(通信)
ロ 二級海技士(通信)
ハ 三級海技士(通信)
四 小型船舶操縦士 次のイからニまでの資格の別
イ 一級小型船舶操縦士
ロ 二級小型船舶操縦士
ハ 三級小型船舶操縦士
ニ 四級小型船舶操縦士
2 運輸大臣は、海技士(航海)又は海技士(機関)に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、海技士(航海)に係る免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、海技士(機関)に係る免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に應じ、当該免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員に關する限定(以下「履歴限定」という。)をすることが出来る。
3 前項の規定による履歴限定は、その免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することができる。
4 運輸大臣は、海技士(航海)又は海技士(機関)に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、第二項第三項第一号に掲げる職務についての限定(以下「船舶当直限定」という。)又は同項第二号に掲げる職務についての限定(以下「機関当直限定」という。)をすることが出来る。
5 運輸大臣は、海技士(機関)に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、船舶の機関の種類についての限定

二 海技士(機関) 次のイからハまでの資格の別
イ 一級海技士(機関)
ロ 二級海技士(機関)
ハ 三級海技士(機関)
ニ 四級小型船舶操縦士
ホ 五級小型船舶操縦士
ヘ 六級小型船舶操縦士
七 海技士(通信) 次のイからハまでの資格の別
イ 一級海技士(通信)
ロ 二級海技士(通信)
ハ 三級海技士(通信)
四 小型船舶操縦士 次のイからニまでの資格の別
イ 一級小型船舶操縦士
ロ 二級小型船舶操縦士
ハ 三級小型船舶操縦士
ニ 四級小型船舶操縦士
2 運輸大臣は、海技士(航海)又は海技士(機関)に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、海技士(航海)に係る免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、海技士(機関)に係る免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に應じ、当該免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員に關する限定(以下「履歴限定」という。)をすることが出来る。
3 前項の規定による履歴限定は、その免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することができる。
4 運輸大臣は、海技士(航海)又は海技士(機関)に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、第二項第三項第一号に掲げる職務についての限定(以下「船舶当直限定」という。)又は同項第二号に掲げる職務についての限定(以下「機関当直限定」という。)をすることが出来る。
5 運輸大臣は、海技士(機関)に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、船舶の機関の種類についての限定

二 海技士(機関) 次のイからハまでの資格の別
イ 一級海技士(機関)
ロ 二級海技士(機関)
ハ 三級海技士(機関)
ニ 四級小型船舶操縦士
ホ 五級小型船舶操縦士
ヘ 六級小型船舶操縦士
七 海技士(通信) 次のイからハまでの資格の別
イ 一級海技士(通信)
ロ 二級海技士(通信)
ハ 三級海技士(通信)
四 小型船舶操縦士 次のイからニまでの資格の別
イ 一級小型船舶操縦士
ロ 二級小型船舶操縦士
ハ 三級小型船舶操縦士
ニ 四級小型船舶操縦士
2 運輸大臣は、海技士(航海)又は海技士(機関)に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、海技士(航海)に係る免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、海技士(機関)に係る免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に應じ、当該免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員に關する限定(以下「履歴限定」という。)をすることが出来る。
3 前項の規定による履歴限定は、その免許を受けている者の申請により、変更し、又は解除することができる。
4 運輸大臣は、海技士(航海)又は海技士(機関)に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、第二項第三項第一号に掲げる職務についての限定(以下「船舶当直限定」という。)又は同項第二号に掲げる職務についての限定(以下「機関当直限定」という。)をすることが出来る。
5 運輸大臣は、海技士(機関)に係る免許を行う場合においては、運輸省令で定めるところにより、船舶の機関の種類についての限定

(以下「機関限定」という。)をすることができ

6 運輸大臣は、小型船舶操縦士に係る免許を
行う場合においては、運輸省令で定めるところ
により、免許を受ける者の身体の障害その他
他の状態又は操縦の技能に応じ、船長として
乗り組む船舶の操縦設備その他の設備につい
ての限定(以下「設備限定」という。)又は航行
する区域及び推進機関の出力についての限定
(以下「区域出力限定」という。)をすることが
できる。

7 前項の規定による設備限定は、職権又はそ
の免許を受けている者の申請により、新たに
付加し、変更し、又は解除することができ
る。

8 この法律を適用する場合における資格の相
互間の上級及び下級の別は、第一項各号に掲
げる区分ごとに、当該各号に定める順序によ
るものとする。

第六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項
第一号中「左に」を「次に」に、「掲げる年齢」を
「定める年齢」に改め、同号ロ中「一級小型船舶
操縦士」を「二級海技士(通信)、三級海技士(通
信)、一級小型船舶操縦士」に改め、同号ハ中
「小型船舶操縦士」を「イ及びロに掲げる資格」に
改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め
る。

第七条の次に次の一条を加える。
(海技免状の有効期間)
第七条の二 海技免状の有効期間は、五年とす
る。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請に
より更新することができる。
3 運輸大臣は、前項の規定による海技免状の
有効期間の更新の申請があつた場合には、
その者が運輸省令で定める身体適性に関する
基準を満たし、かつ、次の各号の一に該当す
る者であると認めるときでなければ、海技免

状の有効期間の更新をしてはならない。

一 運輸省令で定める乗船履歴を有する者
二 運輸大臣が、その者の業務に関する経験
を考慮して、前号に掲げる者と同等以上の
知識及び経験を有すると認定した者
三 運輸大臣が指定する講習の課程を修了し
た者

4 海技士(通信)に係る海技免状は、第一項の
有効期間内であつても、次の各号の一に該当
する場合には、その効力を失う。
一 連続した五年以上の期間、通信長若しく
は通信士の職務又は運輸大臣がこれと同等
以上であると認定した職務を行わず、か
つ、当該期間内に運輸大臣が指定する講習
の課程を修了しなかつたとき。

二 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)
第四十八条の二の規定による船舶無線従
事者証明(以下「船舶局証明」という。)が同
法第四十八条の三の規定により効力を失つ
たとき。
5 海技免状の有効期間の更新及び海技免状が
効力を失つた場合における海技免状の再交付
に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第八条第一項中「第五号第二項若しくは第三
項の規定により」を削り、「船舶の機関の種類若
しくは航行する区域及び推進機関の馬力につ
いての限定」を「船舶当直限定若しくは機関
当直限定、機関限定若しくは区域出力限定」
に、「但し」を「ただし」に、「船舶の機関の種
類についての限定」を「船舶当直限定若しくは
機関当直限定又は機関限定」に改め、同条第
二項中「甲種船舶通信士、乙種船舶通信士又
は丙種船舶通信士の資格についての」を「海技
士(通信)に係る」に改め、「昭和二十五年
法律第百三十一号」を削り、「が効力を失つた」
を「又は船舶局証明が取り消された」に改め
る。

第十条の見出し中「取消」を「取消し」に改

め、同条第三項中「規定による処分」を「規定に
より免許の取消し」に、「聞き」を「聴き」に改め
る。

第十一条第一項を次のように改める。
運輸大臣は、前条第一項又は第二項の規定
による処分をしようとするときは、公開によ
る聴聞を行わなければならない。

第十一条第二項中「海上安全船員教育審議会」
を「運輸大臣」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条
第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項
を加える。

3 運輸大臣は、第一項の場合において、当該
処分に係る者の所在が不明であるため、前項
の規定による通知をすることができず、か
つ、同項の規定による公示をした日から起算
して三十日を経過してもその所在が判明しな
いとき、又は当該処分に係る者若しくはその
代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出
頭しないときは、第一項の規定にかかわら
ず、聴聞を行わないで前条第一項又は第二項
の規定による処分をすることができる。
第十二条を次のように改める。

(試験の実施)
第十二条 試験は、運輸大臣が第五条第一項各
号に定める資格別(免許について、船舶当直
限定又は機関当直限定をする場合においては
資格別かつ職務別、機関限定をする場合にお
いては資格別かつ船舶の機関の種類別、区域
出力限定をする場合においては資格別かつ船
舶の航行する区域及び推進機関の出力の別)
に行う。

第十三条の二第二項中「別表第五の上級の欄
に掲げる」を「第五条第一項各号に定める」に、
「同表の下級の欄に掲げる」を「当該資格より下
級の」に改め、同条第三項中「丙種航海士」を「六
級海技士(航海)」に、「丙種機関士」を「六級海技
士(機関)」に改め、同条第六項中「甲種船舶通信
士又は乙種船舶通信士」を「一級海技士(通信)又

は二級海技士(通信)に、「乙種二等航海士」を
「五級海技士(航海)」に、「丙種船舶通信士」を
「三級海技士(通信)」に、「丙種船長」を「六級
海技士(航海)」に改める。

第十四条第一項中「第五条第一項に掲げる」を
「第五条第一項各号に定める」に改め、「同条第
二項の規定により」を削り、「船舶の機関の種類
についての限定」を「船舶当直限定若しくは機関
当直限定又は機関限定」に、「且つ」を「かつ」職務
別又は資格別かつ」に改め、同条第三項中「甲種
船舶通信士、乙種船舶通信士又は丙種船舶通信
士」を「海技士(通信)」に、「による外」を「によ
るほか」に、「受けた」を「受け、かつ、船舶局証
明を受けた」に改める。

第十五条を削り、第十四条の二を第十五条と
する。

第十八条を次のように改める。
(船舶職員乗組みに關する基準)
第十八条 船舶所有者は、その船舶に、船舶の
用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出
力その他の船舶の航行の安全に關する事項を
考慮して政令で定める船舶職員として船舶に
乗り組ますべき者に関する基準(以下「乗組み
基準」という。)に従い、海技免状を受有する
海技従事者を乗り組ませなければならない。
ただし、第二十条第一項の規定による許可を
受けた場合において、同条第二項の規定によ
り指定された資格の海技従事者を指定された
職の船舶職員として乗り組ませ、かつ、同項
の規定により条件又は期限が付されている場
合において、その条件を満たしており、又は
その期限内であるときは、この限りでない。

第二十條及び第二十一條を次のように改め
る。
(乗組み基準の特例)
第二十條 運輸大臣は、船舶が特殊の構造又は
装置を有していること、航海の態様が特殊で
あることその他の運輸省令で定める事由によ

る。

り、乗組み基準によらなくても航行の安全を確保することができるものと認める船舶については、船舶所有者の申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。

2 運輸大臣は、前項の許可をするときは、当該船舶にその指定する職の船舶職員として乗組ますべき海技従事者の資格を指定して行うほか、船舶の航行の安全を確保するために必要と認める限度において、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

(海技従事者となることのできる船舶職員)

第二十一条 乗組み基準において必要とされる資格を有し、かつ、当該資格に係る海技免状を受有している海技従事者でなければ、乗組み基準に定める船舶職員として、その船舶に乗り組んではならない。

第二十二條中「第二十条を」を「第二十条第一項に、」承認を許可に、」その指定する資格の」を「同条第二項の規定により指定された資格を有するに、」その指定する職」を「指定された職」に改める。

第二十二條の二の見出し中「差止を」差止め」に改め、同条第一項中「第十八条第一項若しくは第二項を」第十八条若しくは第二十一条」に改め、「当該船舶の航行」の下に「の停止を命じ、又はその航行」を加える。

第二十六條第一項中「再交付を申請する者」を「有効期間の更新を申請する者、海技免状の再交付を申請する者、免許について付されている履歴限定若しくは設備限定の変更若しくは解除を申請する者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(海上安全船員教育審議会への諮問)

第二十六條の二 運輸大臣は、第十条第三項に規定するものほか、この法律の施行に関する重要事項については、海上安全船員教育審議会の意見を聴き、その意見を尊重しななければならない。

第二十九條の二第一項中「船舶所有者に対し、船舶職員の乗組若しくは船舶の運航の状況について報告させ」を「船舶所有者、船舶職員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告させ」に、「船舶に」を「船舶その他の事業場に」に、「若しくは海技免状」を「海技免状その他の物件」に、「関係者」を「船舶所有者、船舶職員その他の関係者」に改め、同条第三項を削る。

第四章中第二十九條の三を第二十九條の四とし、第二十九條の二の次に次の一条を加える。

(外国船舶の監督)

第二十九條の三 運輸大臣は、その職員に、本邦の港にある第二條第一項に規定する船舶以外の船舶であつて運輸省令で定めるものに立ち入り、その船舶の乗組員が次の各号に掲げる要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

一 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「条約」という。)の締約国の船舶、その船舶の乗組員のうち、条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有すること、を要求されている者が、締約国が発給した条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

二 条約の非締約国の船舶、その船舶の乗組員のうち、条約を適用するとしなければ前号の資格証明書を受有することを要求されることとなる者が、その資格証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

2 運輸大臣は、前項第二号に掲げる船舶について検査を行う場合において必要と認めるときは、その必要と認める限度において、当該船舶の乗組員に対し、同号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

3 運輸大臣は、第一項の規定による検査の結果、その船舶の乗組員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たす乗組員を乗組ますべきことを文書により通告するものとする。

4 運輸大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、第一項の規定による検査の結果なお同項各号の一に定める要件を満たす乗組員を乗組ませていない事実が判明した場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航行を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差止めることができる。

5 運輸大臣があらかじめ指定する運輸省の職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する運輸大臣の権限を即時に行うことができる。

6 第二十二條の二第二項の規定は第四項の場合について、第二十三條の十一第二項及び第三項の規定は第一項の場合について準用する。この場合において、第二十二條の二第二項中「前項」とあるのは「第二十九條の三第四項」と、「同項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一項各号の一に定める要件を満たす乗組員が乗り組んだ」と、第二十三條の十一第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九條の三第一項」と読み替へるものとする。

第三十條の三中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「六月以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第一号中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十九條の三第四項の規定による処分を違反した者

第三十一條中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第二十一条第一項又は第二項」を「第二十一条」に改め、同条第三号中「報告をせず」を「出頭の命令に應ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず」に、「又は同項の規定による」を「立入り若しくは」に、「若しくは質問に対し」を「又は質問に対し陳述をせず、若しくは」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十九條の三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一條の二第一項中「左の」を「次の」に、「五十万円」を「二十万円」に改め、同項第一号中「質問に対し」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条第二項中「五十万円」を「二十万円」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 第十九條第二項、第二十三條又は第二十四條の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

第三十三條中「第三十條の三」の下に「(同条第四号を除く。)

「罰する外」を「罰するほか」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

別表第一から別表第五までを削る。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(船員法の改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に航海中である船舶については、当該航海が終了する日まで(専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで)は、第一条の規定による改正後の船員法(以下「新船員法」という。))第十四条の四(航海当直の実施に係る部分に限る。))、第一百七条の二及び第一百七条の三の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の船員法第百一条の規定により行政官庁がした処分は、新船員法第百一条第一項の規定により行政官庁がした処分とみなす。

(船舶職員法の改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の船舶職員法(以下「旧職員法」という。))の規定による次の表の上欄に掲げる資格(以下「旧資格」という。))に係る免許(以下「旧免許」という。))を受けている者は、施行日に、それぞれ同条の規定による改正後の船舶職員法(以下「新職員法」という。))の規定による同表の下欄に定める資格(以下「新資格」という。))に係る免許を受けたものとみなす。

旧資格	新資格
一 甲種船長	一級海技士(航海)
二 甲種一等航海士	二級海技士(航海)
三 甲種二等航海士	三級海技士(航海)
四 乙種船長	三級海技士(航海)
五 乙種一等航海士	四級海技士(航海)
六 乙種二等航海士	五級海技士(航海)
七 丙種船長	五級海技士(航海)
八 丙種航海士	六級海技士(航海)
九 甲種機関長	一級海技士(機関)
十 甲種一等機関士	二級海技士(機関)
十一 甲種二等機関士	三級海技士(機関)
十二 乙種一等機関士	三級海技士(機関)
十三 乙種二等機関士	四級海技士(機関)
十四 丙種一等機関士	五級海技士(機関)
十五 丙種二等機関士	五級海技士(機関)
十六 丙種機関士	六級海技士(機関)
十七 甲種船舶通信士	一級海技士(通信)
十八 乙種船舶通信士	二級海技士(通信)
十九 丙種船舶通信士	三級海技士(通信)
二十 一級小型船舶操縦士	一級小型船舶操縦士
二十一 二級小型船舶操縦士	二級小型船舶操縦士

二十二 三級小型船舶操縦士
二十三 四級小型船舶操縦士

三級小型船舶操縦士
四級小型船舶操縦士

2 前項の規定により新職員法の規定による免許を受けたものとみなされた者(以下「更新免許者」という。))に係る船舶職員として乗り組むことができる船舶及びその船舶における職の範囲(以下「就業範囲」という。))は、旧職員法の規定による当該更新免許者に係る就業範囲とする。

この場合において、旧免許について旧職員法第五条第二項又は第三項の規定によりなされた限定は、当該受けたものとみなされた免許について新職員法第五条第五項又は第六項の規定によりなされた機関限定又は設備限定若しくは区域出力限定とみなし、旧免許について船舶職員法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第三号)附則第四条第二項の規定によりなされた限定は、当該受けたものとみなされた免許について施行日以後もなおなされていゝものとする。

3 更新免許者は、施行日から起算して五年を経過する日までの間に申請をした場合には、旧職員法の規定による就業範囲のほか、同一の資格の免許に係る新職員法の規定による就業範囲をその就業範囲とすることができる。

4 前項の申請をしようとする更新免許者に係る旧資格が、その旧資格に相当する新資格に係る新職員法の規定による就業範囲を考慮して更新免許者に対し必要な知識及び能力を追加して習得させる必要があるものとして政令で定める旧資格に該当する場合においては、当該更新免許者は、その申請に先立って運輸大臣が指定する講習(以下「移行講習」という。))の課程を修了しなければならない。この場合において、前項の申請は、移行講習の課程を修了した日から三月以内になければならない。

第五条 更新免許者は旧職員法の規定により交付を受けた海技免状(以下「旧免状」という。))と引換に、旧資格の別又は旧免状の交付を受けた日から施行日までの期間に応じ、施行日から起算して五年(四級小型船舶操縦士の資格に係る更新免許者にあつては、十年。次項において同じ。))を経過する日までの間において政令で定める期間内に、新職員法の規定による海技免状(以下「新免状」という。))の交付を受けることができる。

2 前項の規定により新免状の交付を受ける日(同項の政令で定める期間内に新免状の交付を受けなかつた場合にあつては、施行日から起算して五年を経過する日)までの間は、旧免状は、新免状とみなす。

第六条 運輸大臣は、附則第四条第三項の規定により更新免許者がその資格に係る就業範囲を変更し、又は前条第一項の規定により更新免許者に対し新免状を交付したときは、新職員法第七条第一項の海技従事者免許原簿にその旨を登録する。

第七条 この法律の施行の際現に旧職員法の規定による海技従事者国家試験(以下「試験」という。))に合格している者が旧資格についての旧職員法の規定による免許の申請をしている場合又は現に旧職員法の規定による試験に合格している者であつて旧資格についての免許の申請をしていないものが当該試験に合格した日から起算して一年以内(以下「新職員法の規定による免許の申請をした場合」という。))においては、新職員法第六条の規定により免許を与えない場合を除き、旧資格に相当する新資格に係る免許を行うものとする。

2 附則第四条第二項前段、第三項及び第四項の規定は、前項の規定により新資格についての免許を与えられた者について準用する。この場合において、これらの規定中「前項の規定により新職員法の規定による免許を受けたものとみなされた者」とあり、及び「更新免許者」とあるの

昭和五十七年四月八日 衆議院会議録第十六号 船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案及び同報告書

五二八

は、「附則第七条第一項の規定により新資格に
ついての免許を与えられた者」と読み替えるも
のとする。

第八条 運輸大臣は、施行日から起算して三年を
経過する日までの間、施行日において運輸省令
で定める乗船履歴を有する者について旧資格に
係る試験を行うことができる。この場合におい
て、旧職員法第十二条から第十六条までの規定
は、この法律の施行後も、なおその効力を有す
る。

2 前項の規定によりなおその効力を有すること
とされた旧職員法第十二条の規定による試験に
合格した者については、旧資格に相当する新資
格に係る免許を行うものとする。この場合にお
いて、当該免許に係る就業範囲は、新職員法の
規定による就業範囲とする。

3 前項の場合において、その試験に合格した者
に係る旧資格が、その旧資格に相当する新資格
に係る新職員法の規定による就業範囲を考慮し
て必要な知識及び能力を追加して習得させる必
要があるものとして政令で定める旧資格に該当
する場合においては、その者は、免許の申請に
先立って移行講習に相当する講習の課程であつ
て運輸大臣が指定するものを修了しなければな
らない。

第九条 附則第四条第四項の移行講習の指定、附
則第五条第一項の規定による新免状の交付、前
条第一項の規定による試験の実施及び同条第三
項の移行講習に相当する講習の指定に関する事
項は、運輸省令で定める。

第十条 この法律の施行前に旧職員法の規定によ
り運輸大臣がした免許の取消しその他の処分
は、それぞれ新職員法の相当規定により運輸大
臣がした処分とみなす。

2 新職員法第六条第一項第三号又は第二項の規
定の適用については、旧職員法第十条第一項の
規定により免許を取り消され、又はその業務の
停止を命ぜられた者は、当該免許を取り消さ

れ、又はその業務の停止を命ぜられた日に新職
員法の相当規定により免許を取り消され、又は
業務の停止を命ぜられたものとみなす。

第十一条 この法律の施行の際現に海技従事者で
ある者に関するこの法律の施行前に生じた旧職
員法第十条第一項各号に掲げる事由による免許
の取消し、業務の停止又は戒告の処分につい
ては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に關して必要となる経
過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政
令で定めることができる。

(船舶職員法の一部を改正する法律の一部改正)
第十四条 船舶職員法の一部を改正する法律(昭
和三十八年法律第八十三号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第三項を削る。

(教育職員免許法施行法の一部改正)
第十五条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年
法律第四百八十八号)の一部を次のように改正す
る。

第二条第一項の表第二十号の三中「甲種二等
航海士」を「三級海技士(航海)」に、「甲種二等機
関士」を「三級海技士(機関)」に改め、「有する
者」の下に「(文部省令で定める者を除く。)」を加
え、同表第二十号の四中「甲種二等航海士又は
甲種二等機関士」を「三級海技士(航海)又は三級
海技士(機関)」に改め、「有する者」の下に「(文
部省令で定める者を除く。)」を加え、同表第二
十号の五中「甲種一等航海士」を「二級海技士(航
海)」に、「甲種一等機関士」を「二級海技士(機
関)」に改め、「経歴を有する者」の下に「(文部省
令で定める者を除く。)」を加え、「甲種船長」を
「二級海技士(航海)」に、「甲種機関長」を「二級
海技士(機関)」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(十一)を次のように改める。

(イ) 船舶職員法(昭和二十六年法律第四十九号)に
よる海技従事者免許原簿にする登録
イ 船舶職員法第七条第一項(登録及び海技免状)
の海技従事者で次に掲げるものの新規登録

(1) 一級海技士(航海)の登録	登録件数	一件につき一万五千元
(2) 二級海技士(航海)又は三級海技士(航海)の登録	登録件数	一件につき九千元
(3) 四級海技士(航海)の登録	登録件数	一件につき四千五百円
(4) 五等海技士(航海)の登録	登録件数	一件につき三千円
(5) 六級海技士(航海)の登録	登録件数	一件につき二千円
(6) 一級海技士(機関)の登録	登録件数	一件につき一万五千元
(7) 二級海技士(機関)又は三級海技士(機関)の登録	登録件数	一件につき九千元
(8) 四級海技士(機関)の登録	登録件数	一件につき四千五百円
(9) 五級海技士(機関)の登録	登録件数	一件につき三千円
(10) 六級海技士(機関)の登録	登録件数	一件につき二千円
(11) 一級海技士(通信)の登録	登録件数	一件につき七千五百円
(12) 二級海技士(通信)の登録	登録件数	一件につき六千円
(13) 三級海技士(通信)の登録	登録件数	一件につき二千円
ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円

(運輸省設置法の一部改正)
第十七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百
五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号の次に次の一号を加え
る。

二十の二 外国船舶に立ち入り、航海当直体
制及び船員の資格に關し乗組員に質問を
し、及び必要な処分をすること。
第二十五条第一項に次の一号を加える。
十三 外国船舶に係る航海当直体制及び船員
の資格に關すること。
第四十条第一項第十八号の三の次に次の一号
を加える。

十八の四 外国船舶に係る航海当直体制及び
船員の資格に關すること。

理由

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並
に當直の基準に關する國際條約の発効に備えら
るとともに船員の資格及び職務に關する制度の近代化
を推進するため、同條約に定める船員の知識及び
技能に關する要件を満たし、並びに船舶における
技術の進歩に即応した海技資格制度及び航海當直
体制を確立する必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する「国際条約」(STCW条約)(以下「条約」という。)の発効に備えるとともに船員の資格及び職務に関する制度の近代化を推進するため、条約に定める船員の知識及び技能に関する要件を満たし、並びに船舶における技術の進歩に即応した海技資格制度及び航海当直体制を確立することとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 船員法の改正

1 航海当直の実施に関し船長の遵守すべき事項は、命令でこれを定めることとする。ともに、命令で定めるばら積み等の危険物又は有害物を積載した船舶については、停泊中の航海当直の禁止の規定は適用がないこととする。

2 船舶の設備、甲板部及び機関部の部員で航海当直をすべき職務を有するもの、要件及び定員その他の事項に関し命令で定める基準に適合する船舶として主務大臣の指定するものに関しては、第七十条の規定による航海当直体制について命令で別段の定めをすることができるとする。

3 行政官庁の監督措置に関し、次の改正を行うこととする。

- (1) 行政官庁は、船員法等に違反する事実があると認めて必要な措置をとるべきことを命じたにもかかわらず、船舶所有者等がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができることとする。
- (2) 行政官庁は、命令の定める日本船舶以外

外の船舶が我が国の領海等において衝突、海洋汚染等を引き起こした場合であつて、その船舶における航海当直が条約に定める航海当直の基準に従つて実施されていなかつたと認めるときは、その船舶の船長に対し、是正措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

(3) 行政官庁は、(2)の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお是正措置がとられていない場合において、その船舶の大きさを考慮して、航海を継続することが人の生命等に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができることとする。

(4) 船員労務官は、(3)に規定する場合において、緊急の必要があると認めるときは、(3)に規定する行政官庁の権限を即時に行うことができることとする。

4 船舶所有者は、命令の定める船舶には、年齢、航海当直等の経験その他の事項に関し命令の定める要件を備えた者以外の者を甲板部又は機関部の部員で航海当直すべき職務を有するものとして乗り組ませてはならないこととする。

5 船舶所有者は、命令で定めるタンカーには、危険物等の取扱に関し業務の経験その他の事項に関し命令の定める要件を備えた者以外の者を船長その他命令の定める海員として乗り組ませてはならないこととする。

6 その他所要の改正を行うこととする。

(二) 船舶職員法の改正

1 条約の定める「旗国主義」に従い、日本船舶を所有することができる者に貸し付けられた日本船舶にも本法を適用することとする。

2 船舶の設備その他の事項に関し運輸省令で定める基準に適合する船舶において、航海士の行う船舶の運航に関する職務又は機関士の行う機関の運転に関する職務のうち政令で定めるもの等を行う船舶職員として、新たに「運航士」を定めることとする。

3 海技従事者の免許(小型船舶操縦士の資格)についての免許を除くは、運輸大臣の行う海技従事者国家試験に合格し、かつ、その資格に応じ運輸大臣が指定する講習の課程を修了した者について行うこととする。

4 海技資格を条約の諸要件を満たしたものに改めることとし、運輸大臣は、一定の資格についての免許について履歴限定等の所要の限定をすることができることとする。

5 海技免状の有効期間を五年間とし、有効期間の満了の際身体適性、乗船履歴等についての基準を満たす者は海技免状の更新をすることができることとするほか、海技士(通信)に係る海技免状についての失効の特則を設けることとする。

6 船舶職員の乗り組み基準を政令で定めるものとする。

7 運輸大臣は、本邦の港にある日本船舶以外の船舶であつて運輸省令で定めるものについて、次の監督を行うことができることとする。

- (1) その船舶に乗り組む船舶職員が、条約に定める要件を満たしているかどうかの検査を行うこととする。
- (2) (1)の規定による検査の結果、その船舶に乗り組む船舶職員が要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、要件を満たす者を乗り組ませべきことを文書により通告するものとする。
- (3) (2)の規定による通告をしたにもかかわらず

ならず、なお要件を満たす者を乗り組ませない場合において、その船舶の大きさを考慮して、航行を継続することが人の生命等に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができることとする。

(三) 附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

2 この法律の施行の際現に改正前の船舶職員法の規定による海技従事者の免許を受けている者等について所要の経過措置を設けることとする。

二 議案の可決理由

本案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する「国際条約」の発効に備えるとともに船員の資格及び職務に関する制度の近代化を推進するための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十七年四月二日
運輸委員長 越智 伊平
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に際し、次の事項に努めるべきである。
一 船員制度の近代化の推進に当たつては、日本人船員の知識と技能をいかに、その職域の確保に配慮すること。

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五三〇

二 船員制度の近代化に当たつては、今後とも、関係機関の意見を尊重してその推進を図ること。

三 「千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」いわゆるSTCW条約の国内実施及び船員制度の近代化を円滑に推進し得るよう既成船員及び新規船員に対する教育の充実を図ること。

右決議する。

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十七年三月十九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律

改正する法律

船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

船員災害防止活動の促進に関する法律

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 船員災害防止計画(第六条―第九条)
- 第三章 安全衛生管理体制(第十条―第十五条)
- 第四章 安全衛生改善計画(第十六条―第十八条)
- 第五章 船員災害防止協会
 - 第一節 通則(第十九条―第二十三条)
 - 第二節 業務(第二十四条―第三十条)
 - 第三節 会員(第三十一条―第三十三条)
 - 第四節 設立(第三十四条―第三十八条)
 - 第五節 管理(第三十九条―第五十条)
 - 第六節 解散及び清算(第五十一条―第五十四条)

第七節 監督(第五十五条―第五十七条)

第八節 補則(第五十八条―第六十条)

第六章 雑則(第六十一条―第六十五条)

第七章 罰則(第六十六条―第七十二条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、船員災害防止計画を樹立し、並びに船員災害の防止を目的とする船舶所有者及び船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずること等により、船員法(昭和二十二年法律第百号)その他船員の安全及び衛生に関する法令と相まつて、船内における快適な作業環境及び居住環境の整備を含む総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図り、もつて船員災害の防止に寄与することを目的とする。

第五十二条中「第九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「五千円」を「五万円」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十一条中「五千円」を「十万円」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二号中「第十條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第三号中「第二十一條」を「第三十二條」に改め、同条第四号中「第四十一條第一項」を「第五十三條第一項」に改め、同条第五号及び第六号中「第四十二條」を「第五十四條」に改め、同条第七号中「第四十三條」を「第五十五條」に改め、同条を第七十一条とする。

第五十条を削る。

第四十九條中「第四十七條」を「第五十九條」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条を第六十六條とし、同条の次に次の四條を加える。

第六十七條 船舶所有者が第六十四條第二項の規定に違反したときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十八條 船舶所有者が第十條第一項、第十一條第一項若しくは第十六條第二項の規定に違反

したとき、又は第十七條の規定による命令に違反したときは、十万円以下の罰金に処する。

第六十九條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第六十一条第三項の規定による出頭の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第六十四條第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

第七十條 法人(法人でない船舶所有者の団体を含む。以下この項において同じ)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない船舶所有者の団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四章を第七章とする。

第三章第八節中第四十八條を第六十條とし、同条の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(船員労務官)

第六十一条 船員労務官は、この法律(第一章、第二章及び前章を除く。以下この条、次条、第六十四條及び第六十五條において同じ)の施行に関する事務をつかさどる。

2 船員労務官は、必要があるとき、船舶所有者又は船員に対し、この法律及びこの法律に基づく命令の遵守に注意を喚起し、又は勧告することができる。

3 船員労務官は、この法律を施行するため必要があるとき、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

4 船員労務官は、この法律を施行するため必要があるとき、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

5 第五十六條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

第六十二条 船員労務官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)に規定する司法警察員の職務を行う。

(船員中央労働委員会の権限)

第六十三条 船員中央労働委員会は、運輸大臣の諮問に応じ、この法律の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

2 船員中央労働委員会は、船員災害の防止のための活動の促進に関し、運輸大臣に建議することができる。

(船員の申告)

第六十四條 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があるときは、船員は、海運局長(海運監理部長を含む。以下同じ)、海運局支局長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

2 船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇し、その他船員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(権限の委任)

第六十五條 この法律の規定により運輸大臣の権

第六十六條 船員労務官は、この法律(第一章、第二章及び前章を除く。以下この条、次条、第六十四條及び第六十五條において同じ)の施行に関する事務をつかさどる。

第六十六條 船員労務官は、この法律(第一章、第二章及び前章を除く。以下この条、次条、第六十四條及び第六十五條において同じ)の施行に関する事務をつかさどる。

限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行わせることができる。
 第四十七条を第五十九条とし、第四十六条を第五十八条とする。
 第四十五条第二項中「第二十二條」を「第三十四條」に改め、第三章第七節中同条を第五十七條とし、第四十四条を第五十六條とし、第四十三条を第五十五條とする。
 第三章第六節中第四十二條を第五十四條とし、第三十九條から第四十一條までを十二條ずつ繰り下げる。
 第三章第五節中第三十八條を第五十條とし、第二十七條から第三十七條までを十二條ずつ繰り下げる。
 第三章第四節中第二十六條を第三十八條とし、第二十二條から第二十五條までを十二條ずつ繰り下げる。
 第三章第三節中第二十一條を第三十三條とし、第二十條を第三十二條とし、第十九條を第三十一條とする。
 第三章第二節中第十八條を第三十條とし、第十三條から第十七條までを十二條ずつ繰り下げる。
 第十二條第一項中「第七條」を「第十九條」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十四條とする。
 第三章第一節中第十一條を第二十三條とし、第七條から第十條までを十二條ずつ繰り下げる。
 第三章を第五章とする。
 第二章中第六條を第九條とし、同条の次に次の二章を加える。
 第三章 安全衛生管理体制
 (総括安全衛生担当者)
 第十條 常時使用する船員の数が運輸省令で定める数以上である船舶所有者は、運輸省令で定めるところにより、総括安全衛生担当者を選任し、その者に次の業務を統括管理させなければならぬ。
 一 船員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 二 船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための措置に関すること。
 三 船員の安全及び衛生に関する教育の実施に関すること。
 四 健康検査の実施その他船員の健康管理に関すること。
 五 船員災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 六 その他船員災害の防止のために必要な業務
 2 総括安全衛生担当者は、船員の業務に関し船舶所有者の行う業務を統括管理する者をもつて充てなければならない。
 (安全衛生委員会)
 第十一條 常時使用する船員の数が運輸省令で定める数以上である船舶所有者は、次の事項を調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、運輸省令で定めるところにより、安全衛生委員会を設けなければならない。
 一 船員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 二 船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための基本となるべき対策に関すること。
 三 船員災害の原因及び再発防止対策に関すること。
 四 その他船員災害の防止に関する重要事項
 2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。
 一 総括安全衛生担当者(前条第一項に規定する船舶所有者以外の船舶所有者の設ける安全衛生委員会にあつては、船員の業務に関し当該船舶所有者の行う業務を統括管理する者又はこれに準ずる者のうちから当該船舶所有者が指名した者)
 二 当該船舶所有者に使用されている者で船内の安全に関し知識又は経験を有するもののうちから船舶所有者が指名した者
 三 当該船舶所有者に使用されている者で船内の衛生に関し知識又は経験を有するもののうちから船舶所有者が指名した者
 3 船舶所有者は、前項第二号及び第三号の委員には、船員法第八十二條の二に規定する衛生管理者であつた者その他の船員災害の防止のための業務に従事した経験を有する船員(船員であつた者を含む。)が含まれるようにしなければならない。
 4 船舶所有者は、安全衛生委員会の委員には、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるようにしなければならない。
 5 船舶所有者は、安全衛生委員会が第一項の規定により当該船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。
 (団体安全衛生委員会)
 第十二條 前条第一項に規定する船舶所有者のうち常時使用する船員の数が運輸省令で定める数未満であるものをその構成員の一員とする団体であつて運輸省令で定めるところにより運輸大臣の指定を受けたもの(以下「指定団体」という。)は、当該船舶所有者が同項の規定により設けなければならない安全衛生委員会に代わるべきものとして、団体安全衛生委員会を当該指定団体に設けることができる。
 2 指定団体が前項の規定により団体安全衛生委員会を設けたときは、当該指定団体の構成員である同項に規定する船舶所有者で当該団体安全衛生委員会に係るものは、前条第一項の規定にかかわらず、安全衛生委員会を設けなければならない。
 3 団体安全衛生委員会は、前項の規定により安全衛生委員会を設けない船舶所有者(以下「特定船舶所有者」という。)に係る前条第一項各号に掲げる事項を調査審議し、特定船舶所有者に対し意見を述べるとする。
 4 特定船舶所有者は、団体安全衛生委員会が前項の規定により当該特定船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。
 5 前条第二項(第一号に係る部分を除く。)、第三項及び第四項の規定は、団体安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第二項第二号及び第三号中「当該船舶所有者」とあるのは「当該指定団体又はその構成員である特定船舶所有者」と、「船舶所有者が」とあるのは「指定団体」と、「船舶所有者」とあるのは「指定団体」と、同条第四項中「船舶所有者」とあるのは「指定団体」と、「その使用する」とあるのは「その構成員である特定船舶所有者の使用する」と読み替へるものとする。
 (船員の意見を聴くための措置)
 第十三條 常時使用する船員の数が第十一條第一項の運輸省令で定める数未満である船舶所有者は、船員災害の防止に関しその使用する船員の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。
 (安全衛生教育の体制の整備)
 第十四條 船舶所有者は、船員の安全及び衛生に関する知識及び技能の水準の向上を図り、船員災害の防止に資するため、運輸省令で定めるところにより、船員の安全及び衛生に関する教育の体制の整備に関し必要な措置を講じなければならない。
 (勸告)
 第十五條 運輸大臣は、適切な安全衛生管理体制を確保するため必要があると認めるときは、船舶所有者又は団体安全衛生委員会を設けた指定団体に対し、総括安全衛生担当者の業務の執行の改善、安全衛生委員会又は団体安全衛生委員会の委員の増員、前条の教育の体制の改善その他の必要な措置を講ずべきことについて勧告す

昭和五十七年四月八日 衆議院会議録第十六号

ることができる。

第四章 安全衛生改善計画

(安全衛生改善計画の作成等)

第十六条 運輸大臣は、船員災害が頻繁に発生していること又は大規模な船員災害が発生したことに、船員の安全及び衛生に関する事項について船員災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、運輸省令で定めるところにより、船舶所有者に対し、船員の安全又は衛生に関する改善計画(以下「安全衛生改善計画」という。)を作成すべきことを指示することができる。

2 前項の規定により安全衛生改善計画の作成を指示された船舶所有者は、運輸省令で定めるところにより、これを作成し、運輸大臣に届け出なければならない。

3 船舶所有者は、前項の規定により安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

4 第二項の規定による届出には、前項の規定により聴いた意見を記載した書面を添付しなければならない。

(変更命令)

第十七条 運輸大臣は、前条第二項の規定により届出があつた安全衛生改善計画に定められた事項が法令に違反するものであるとき、又は当該船舶所有者に係る船員災害の防止を図る上で適切でないとき、その変更を命ずることができる。

(安全衛生改善計画の遵守)

第十八条 安全衛生改善計画を作成した船舶所有者及びその使用する船員は、当該安全衛生改善計画を守らなければならない。

第五条第二項中「第三条第一項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とし、第四条を第七条

とし、第三条を第六条とする。

(船舶所有者の責務)

第三条 船舶所有者は、単に船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令の規定を守るだけでなく、船員災害の防止のための自主的な活動を推進することにより、船内における快適な作業環境及び居住環境の実現並びに船員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を確保するよう努めなければならない。また、船舶所有者は、国が実施する船員災害の防止に関する施策に協力するようしなければならない。

(船員の責務)

第四条 船員は、船員災害を防止するため必要な事項を守るほか、船舶所有者その他の関係者が実施する船員災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならない。

(国の援助等)

第五条 国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

附則

2 国は、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の船員災害防止協会等に関する法律の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の船員災害防止活動の促進に関する法律の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員法の一部改正)

4 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

6 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「並びに船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)及びこれに」を「規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)第二章及び第五章の規定並びに同章に」に改め、同条第三項中「並びに船員法」を「船員法」に改め、「部分の規定」の下に「並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定を加え、「部分並びに」を「部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びに」に改め、同条第四項中「及び船員法」を「船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

7 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八八条中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

(所得税法の一部改正)

8 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表船員災害防止協会の項中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

(法人税法の一部改正)

9 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号の表船員災害防止協会の項中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

10 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の六を第二十四号の七とし、第二十四号の五を第二十四号の六とし、第二十四号の四の次に次の一号を加える。

二十四の五 船舶所有者に対し、船員に係る安全衛生改善計画の作成を指示し、又はその変更を命ずること。

第五十七条第一項中「船員災害防止協会等に関する法律」を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改める。

理由

船員災害防止対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全衛生管理体制の確立その他の船員災害の防止を目的とする船舶所有者の自主的な活動を促進する措置を講ずる等の必要がある。これらが、この法律案を提出する理由である。

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における我が国船員を取り巻く

労働環境の変化に対処し、船員災害防止対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全衛生管理体制の確立その他の船員災害の防止を目的とする船舶所有者の自主的な活動を促進する措置等を講ずることとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 題名

法律の題名を「船員災害防止活動の促進に関する法律」とすることとする。

(二) 船舶所有者、船員及び国の責務

船員災害防止に関する船舶所有者、船員及び国の責務を明確にすることとする。

(三) 安全衛生管理体制

1 常時使用する船員の数が運輸省令で定める数以上である船舶所有者は、企業内に総括安全衛生担当者を選任し、船員災害の防止のために必要な業務を統括管理させなければならないこととする。

2 常時使用する船員の数が運輸省令で定める数以上である船舶所有者は、船員災害の防止に関する重要事項を調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、企業内に安全衛生委員会を設けなければならないこととする。

3 安全衛生委員会を設けるべき船舶所有者のうち、常時使用する船員の数が運輸省令で定める数未満であるものをその構成員の一員とする団体で運輸大臣の指定を受けたものは、安全衛生委員会に代わるべきものとして、団体安全衛生委員会を設けることができることとする。

4 企業内に安全衛生委員会を設けることを要しない船舶所有者は、船員災害の防止に関し、その使用する船員の意見を聴くために必要な措置を講じなければならないこととする。

5 船舶所有者は、船員の安全及び衛生に関する教育の体制の整備に関し必要な措置を

講じなければならないこととする。

6 運輸大臣は、適切な安全衛生管理体制を確保するため必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、必要な措置を講ずべきことについて勧告することができることとする。

(四) 安全衛生改善計画

1 運輸大臣は、船員災害が頻繁に発生していること等により、船員災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、船舶所有者に対し、安全衛生改善計画を作成すべきことを指示することができることとする。

2 その他安全衛生改善計画に関し、必要な規定を置くこととする。

(五) その他

1 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者等に対し、(三)、(四)に係る規定の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告することができることとするほか、立入検査の権限に係る規定その他船員労務官に関し船員法と同様の規定を設けることとする。

2 船員中央労働委員会は、運輸大臣の諮問に応じ、この法律の施行又は改正に関する事項を調査審議するとともに、船員災害の防止のための活動の促進に関し、運輸大臣に建議することができることとする。

(六) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における我が国船員を取り巻く労働環境の変化にかんがみ、船内における快適な作業環境及び居住環境の整備を含む総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図るための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十七年四月二日

運輸委員長 越智 伊平

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に際し、次の事項に努めるべきである。

- 一 船員災害の実態等を勘案し、今後とも船員の災害防止対策のより一層の充実を図ること。
- 二 資格の海陸互換性等船員の技能の充実を図ること。
- 三 船員の災害防止の促進に当たっては、船員の職場環境の改善を図るよう考慮すること。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十七年二月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年金である傷病補償、障害補償又は遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

2 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和三十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「及び水防法」を、「水防法」に改め、「(公務災害補償)の下に」及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)第四条第一項(補償の範囲、金額、支給方法等)を加え、「同項」を「水防法第六条の二第一項」に改める。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、公立学校の学校医等の公務災害に係る年金である補償を受ける権利を担保に小口貸付けを受けるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

改正する法律案の要旨及び目的

1 学校医等の年金である傷病補償等を受ける権利は、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けを受けるための担保に供することができること。

2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めの件及び同報告書

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、公立学校の学校医等の公務災害に係る年金である補償を受ける権利を担保に小口貸付けを受けるための措置を講ずることは妥当なものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十七年四月二日

文書委員長 青木 正久
衆議院議長 福田 一敏

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めの件

右

国会に提出する。

昭和五十七年二月十二日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めの件

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

理由

政府は、日本国とドイツ民主共和国との間の友好関係を強化し、かつ、両国間の経済関係の発展を促進するため、昭和五十六年五月二十八日に東京で、日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約

日本国政府及びドイツ民主共和国政府は、両国間の友好及び相互協力関係を強化すること並びに両国間の経済関係を深めかつ一層発展させることを希望し、

通商及び航海に関する条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

日本国外務大臣 園田 直
ドイツ民主共和国政府

オスカール・フィッシャー

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

両締約国は、両国間の貿易を発展させ及び両国間の経済関係を強化することを目的として平等及び相互の利益の原則に基づき協力するよう並びに、この目的の達成のための発意及び措置を奨励するよう、それぞれの国の法令に従い、努力するものとする。

第二条

1 輸入若しくは輸出に対し若しくはこれらに関連して課され又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転に対して課されるすべての種類の関税及び課徴金に關し、これらの関税及び課徴金の徴収の方法に關し、輸入及び輸出に關連するすべての規則及び手続に關し、並びに第四条に規定するすべての事項に關し、いずれか一方の締約国が第三国を原産地とする産品又は第三国に仕向けられる産品に對して与えておる又は將來与へることのあるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の産品に對し、即時に、か

つ、無条件に与えられる。

2 1の規定は、いずれか一方の締約国が与える次の特別の利益には、適用しない。

(a) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える特別の利益

(b) 当該一方の締約国の法令により輸入品として取り扱われる海産物のうち当該一方の締約国の船舶によつて採捕された海産物又は海上において当該一方の締約国の船舶内で加工若しくは製造をすることにより得られた海産物に与える特別の利益

第三条

1 いずれの一方の締約国の産品も、一又は二以上の第三国の領域を通過して輸送された後のものであつても、他方の締約国の領域への輸入に際しては、それらの産品が当該一方の締約国の領域から直接に輸入された場合に課される関税又は課徴金よりも高い関税又は課徴金を課されることはない。

2 1の規定は、第三国の領域を通過する間に積み替えられ、再包装され又は倉庫において保管された産品についても、適用する。

第四条

1 いずれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、同様の国内産品に直接に又は間接に課されるいかなる種類の内国税その他の内国税課徴金よりも高い内国税その他の内国税課徴金を、直接にも間接にも、課してはならない。

2 いずれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、国内における当該産品の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關し、国内原産の同様の産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

第五条

1 いずれの一方の締約国も、いずれかの産品の他方の締約国の領域からの輸入又はその領域への輸出に對し、いかなる禁止又は制限も課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に禁止され又は制限される場合は、この限りでない。

2 1の規定は、各締約国が、重大な安全上の利益の保護、公衆衛生の保護並びに病氣、害虫及び寄生物に対する動植物の保護に關する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

第六条

第二条1の規定の適用を妨げることなく、各締約国は、一時的に自国の領域に持ち込まれ、かつ、自国の領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に對し、自国の法令の定めるところにより、関税及び課徴金の免除に關して最惠国待遇を与える。

(a) 商品見本

(b) 試験用及び実験用の物品

(c) 展覧會、共進會及び見本市に出品される物品

(d) 組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具

(e) 加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料

(f) 輸出され又は輸入される貨物の容器

第七条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、身体及び財産の保護に關し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機關に對して申立てをする権利に關し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

る。
 3 各締約国の国民は、自国の領事官と通信し及びその事務所自国の領事官を訪問する権利を与えられる。
 4 いずれか一方の締約国の領域内において他方の締約国の国民が、公判前においてであるかその他の場合においてであるかを問わず、拘禁その他の身体の自由の制限を受けた場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、直ちに、当該他方の締約国の領事官に通報しなければならぬ。当該他方の締約国の領事官は、遅滞なく当該国民を訪問し及び当該国民と通信することを許される。

5 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、第三国の国民に課される租税、手数料若しくは課徴金よりも重い又はこれら以外のいかなる種類の租税、手数料又は課徴金も課されることはない。ただし、各締約国は、相互主義に基づいて租税に関する特定の利益を与える権利又は二重課税の回避のための協定により租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第八条
 いずれか一方の締約国の船舶で他方の締約国の港その他の投錨地に入るときは、当該一方の締約国の領事官は、当該船舶並びにその乗組員及び旅客に対して十分な援助を与える権利を有する。

第九条
 1 いずれか一方の締約国の法令に従って組織され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する法人は、他方の締約国の領域内においても、法人として認められる。
 2 いずれの一方の締約国の国民及び法人も、他方の締約国の領域内において、事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む。)に関するすべての事項について、最惠国待遇を与えられる。
 3 いずれか一方の締約国の法人は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の法令

に従い代理人によつて代表される権利を有する。
 4 第七条の規定は、法人に適用することのできる範囲内において1の法人にも適用する。

第十条
 1 いずれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該一方の締約国の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。
 2 いずれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶のトン数の測定に関する証書は、他方の締約国の権限のある当局により、その発給した証書と同等のもので認められる。
 3 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と同様の限度においてかつ同様の条件で、外国との間における通商及び航海のために開放されている当該他方の締約国のすべての港、場所及び水域に出入し及び停泊する権利を有する。

いづれの一方の締約国の商船並びにその乗組員、旅客及び積荷も、他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に關し、当該他方の締約国の商船及び第三国の商船並びにこれらの商船の乗組員、旅客及び積荷に与えられる待遇より不利でない待遇を当該他方の締約国によつて与えられる。
 4 1から3までの規定は、沿岸貿易には、適用しない。いづれか一方の締約国の商船が、外国から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部の陸揚げをするため又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部の積載をするため、他方の締約国の法令の定めるところにより当該他方の締約国の一の港から他の港への航行をすることは、沿岸貿易とはみなされない。
 5 この条約において「商船」には、漁船を含まない。

第十一条
 1 いずれの一方の締約国も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合において、自国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対して与える援助、保護及び免除と同様の援助、保護及び免除を他方の締約国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対して与える。当該船舶から引き揚げられた物品については、国内消費のために搬入される場合を除くほか、すべての関税を免除する。

2 いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し又は難破した場合には、当該他方の締約国の関係当局は、最寄りの地にある船舶所屬国の領事官又は、当該領事官がいない場合には、当該船舶所屬国の外交使節団にその旨を通報する。

第十二条
 1 両締約国は、いづれか一方の締約国の国民若しくは第九条の法人に該当する法人と他方の締約国の国民若しくは同条の法人に該当する法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争の解決のため、両国の仲裁機関の利用をあらゆる可能な方法により奨励するものとする。
 2 各締約国は、いづれか一方の締約国の国民若しくは第九条の法人に該当する法人と他方の締約国の国民若しくは同条の法人に該当する法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、仲裁判断の援用がされる領域の手續規則に従つてこれを執行する。もつとも、仲裁による当該紛争の解決につき契約自体又は妥当な形式により作成された別個の約定において規定している場合に限る。

3 仲裁判断の承認及び執行は、次の場合には、拒否することができる。
 (1) 判断の援用を不利益とする当事者の請求がある場合において、当該当事者が、承認及び執行を求められた締約国の権限のある当局に對し次のいづれかについての証拠を提出するときは、
 (a) 2にいう契約又は約定の当事者が、適用を受ける法令により無能力者であつたこと又は当該契約若しくは約定が、これらの当事者が準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断が行われた国の法令により無効であること。
 (b) 判断の援用を不利益とする当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手續について適当な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦をすることが不可能であつたこと。
 (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。ただし、仲裁に付託された事項に関する判断と分離することができるときは、判断のうち仲裁に付託された事項に関する判断の部分は、承認し、かつ、執行することができる。
 (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手續が、当事者の合意に従つたものでなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた国の法令に従つたものでなかつたこと。
 (e) 判断が、当事者を拘束するものとなるに至つていないこと又は、判断が行われた国若しくは判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある当局により、取り消され若しくは停止されたこと。
 (2) 承認及び執行を求められた締約国の権限のある当局が次のいづれかを認める場合
 (a) 紛争の対象である事項が、当該締約国の

ある場合において、当該当事者が、承認及び執行を求められた締約国の権限のある当局に對し次のいづれかについての証拠を提出するときは、
 (a) 2にいう契約又は約定の当事者が、適用を受ける法令により無能力者であつたこと又は当該契約若しくは約定が、これらの当事者が準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断が行われた国の法令により無効であること。
 (b) 判断の援用を不利益とする当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手續について適当な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦をすることが不可能であつたこと。
 (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。ただし、仲裁に付託された事項に関する判断と分離することができるときは、判断のうち仲裁に付託された事項に関する判断の部分は、承認し、かつ、執行することができる。
 (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手續が、当事者の合意に従つたものでなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた国の法令に従つたものでなかつたこと。
 (e) 判断が、当事者を拘束するものとなるに至つていないこと又は、判断が行われた国若しくは判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある当局により、取り消され若しくは停止されたこと。
 (2) 承認及び執行を求められた締約国の権限のある当局が次のいづれかを認める場合
 (a) 紛争の対象である事項が、当該締約国の

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件及び同報告書

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めの件及び同報告書

法令により仲裁による解決の不可能なものであること。

(b) 当該判断の承認及び執行をすることが、当該締約国の公の秩序に反すること。

第十三条

両締約国間のすべての支払は、それぞれの国の法令の定めるところにより、交換可能通貨で行う。

第十四条

各締約国は、この条約の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国の行い提案に対し好意的な考慮を払うものとし、また、協議のための適当な機会を与える。

第十五条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにベルリンで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に

署名調印した。

千九百八十一年五月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

園田直

ドイツ民主共和国政府のために

オズカー・フィッシャー

議定書

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約(以下「条約」という。)に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受け、条約の不可分の一部と認められる次の規定を更に協定した。

1 条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関し、いかなる権利も許与し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。

2 条約第十二条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が千九百五十八年六月十日にニュー・ヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約又はこれを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有しており又は有することのある権利及び義務を害するものと解してはならない。

3 条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国

際通貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国である場合には、これらの協定に基づく当該一方の締約国の権利及び義務を害するものと解してはならない。

4 (1) 各締約国は、自国が国家企業を設立し若しくは維持し又はいずれかの企業に対して排他的な若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与える場合においてこれらの国家企業又は企業が輸入又は輸出を伴う購入又は販売を行うときは、これらの国家企業又は企業を無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

(2) (1)の規定は、(1)にいう国家企業又は企業が、条約の規定に妥当な考慮を払った上、商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件に対する考慮をいう。)にのみ従つて(1)にいう購入又は販売を行うことを要求するものと了解される。

5 条約第七条4に関し、次のことが了解される。

(a) 第七条4の通報は、当該他方の締約国の国民が拘禁その他の身体の自由の制限を受けた時からいかなる場合にも三日以内には行わなければならない。

(b) 当該他方の締約国の領事官は、当該他方の締約国の国民が拘禁その他の身体の自由の制限を受けた時からいかなる場合にも四日以内

には当該国民を訪問し及び当該国民と通信することを許される。

6 条約の適用上、条約第九条2の最恵国待遇は、直接投資(次に掲げる方法によるものを含む。)については、相互主義に基づいて与えられることが合意される。

(a) 出資者に専属する企業、子会社又は営業所の設立又は拡張

(b) 既存の企業の所有権の完全取得

(c) 新設又は既存の企業への参加

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

日本国政府のために

園田直

ドイツ民主共和国政府のために

オズカー・フィッシャー

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めの件に関する報告書

本件の要旨及び目的
本条約は、昭和五十四年にドイツ民主共和国

昭和五十七年四月八日 衆議院会議録第十六号

千九百七十一年の小麦貿易協定の締結を構成する他の文書である千九百八十一年の食糧援助協定の有効期間の第一次延長に關する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めらるる件及び同報告書

五三八

千九百七十一年の小麦貿易協定(以下「規約」といふ)が千九百八十一年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

二次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百八十三年六月三十日まで、この議定書の締結の間で引き続き効力を有する。ただし、同日前に小麦を対象とする新たな国際協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな国際協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百八十一年七月一日以後適用されない。

- (a) 第十九条(4)
- (b) 第二十二条から第二十六条まで
- (c) 第二十七条(1)
- (d) 第二十九条から第三十一条まで

第三条 定義

この議定書において「政府」というときは、欧州経済共同体(以下「共同体」といふ)を含む。したがって、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言といふときは、共同体については、その権限のある当局が共同体の名において行ふ署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により国際協定

の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

第四条 会計

第七条(1)(b)の規定によりこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票数及び収穫年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該収穫年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条 署名

この議定書は、千九百八十一年三月二十四日から五月十五日まで、ワシントンにおいて、千九百七十九年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締結国政府及び千九百八十一年三月六日において千九百七十九年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締結国と暫定的にみなされる国の政府並びに国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている国の政府による署名のために、開放しておく。

第六条 批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十一年六月三十日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつ

た署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、次に定めるところにより、加入のために開放しておく。
(a) 千九百八十一年六月三十日までは、規約の付表A又は付表Bに同じ現在で掲げられている加盟国の政府による加入。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。
(b) 千九百八十一年六月三十日後は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国の政府による加入。ただし、加盟輸出国が投する票の三分の二以上及び加盟輸入国が投する票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件に基づくものでなければならない。

(2) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行ふ。
(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表Aに掲げる加盟国又は規約の付表Bに掲げる加盟国というときは、理事会の定める条件に基づきその政府が規約に加入した加盟国及び(1)(b)の規定によりその政府がこの議定書に加入した加盟国も、該当する付表に掲げられているものとみなす。

第八条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の政府でこの議定書に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を採用するものとし、暫定的にこの議定書の締結国政府とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、千九百八十一年六月三十日までに、規約の付表Aに定める票数の六十パーセント以上の票を有する加盟輸出国及び規約の付表Bに定める票数の五十パーセント以上の票を有する加盟輸入国を代表する政府(同日において規約の締結国であつたとしたならばそのような票を有することとなる政府を含む)が第六条から前条までの規定により批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託していることを条件として、千九百八十一年七月一日に効力を生ずる。
(2) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとなつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、この議定書が当該政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第十条 寄託政府による通報

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用、この議定書への加入、規約第二十七条の規定により受領した通告並びに規約第二十八条の規定により受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第十一条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、この議定書の効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自由の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、アメリカ

昭和五十七年四月八日 衆議院会議録第十六号

カ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書

この議定書の締約国は、

千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百八十年の食糧援助規約(以下「規約」といふ)が千九百八十一年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百八十三年六月三十日まで、この議定書の締約国の間で引き続き効力を有する。ただし、同日前に食糧援助を対象とする新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百八十一年七月一日以後適用されない。

- (a) 第十二条
(b) 第十七条
(c) 第十八条(a)

第三条 国際食糧援助

この議定書により有効期間の延長がされた規約の実施上、第八条(2)の規定によりこの議定書に加入した加盟国は、同条の関係規定に従って定められる当該加盟国の最小輸出量とともに規約第三条(3)に掲げられているものとみなす。

第四条 署名

この議定書は、千九百八十一年三月二十四日から五月十五日まで、ワシントンにおいて、規約第三条(3)に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

第五条 寄託政府

アメリカ合衆国政府は、この議定書の寄託政府とする。

第六条 批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十一年六月三十日までに寄託政府に寄託する。もつとも、規約に規定する食糧援助委員会(以下「委員会」といふ)は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

第七条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされる。

第八条 加入

(1) この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国の政府であつてこの議定書に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百八十一年六月三十日までに寄託政府に寄託する。もつとも、委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(2) この議定書は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会の適当と認める条件に基づく規約第三条(3)に掲げる国以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託政府に寄託する。

(3) (1)又は(2)の規定によりこの議定書に加入する政府は、加入書を寄託するまでの間についてのこの議定書の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国の政府が千九百八十一年六月三十日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を受けるものとする。

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

千九百八十一年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、千九百八十一年七月一日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、この議定書が当該政府の間で効力を生ずることを全員一致の合意によつて決定することができるとし、また、事情により必要と認められる他のすべての措置をとることができる。

第十条 有効期間
この議定書は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが千九百八十三年六月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。

第十一条 正文
英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託政府に寄託する。寄託政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証謄本を送付する。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 国際科学技術博覧会政府代表の臨時措置法案及び同報告書

五四〇

第十二条 前文とこの議定書との関係
この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十一年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めるとの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
本議定書は、昭和五十六年三月六日ロンドンで開催された関係国政府間会議において採択されたものである。
千九百七十一年の国際小麦協定は、小麦貿易規約と食糧援助規約から成つており、両規約が昭和五十六年六月三十日に失効することになつていたので、本議定書は、両規約の有効期間を昭和五十八年六月三十日まで更に二年間延長することを定めたものである。
本議定書は、各署名国政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾さ

れ又は承認されるものとし、その批准書、受諾書又は承認書は、昭和五十六年六月三十日までアメリカ合衆国政府に寄託することになつて

しかし、国内手続上寄託の措置が期限までにできない署名国政府は、本議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託すれば、暫定的に本議定書の締約国政府とみなされることになつて

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由
我が国が、この議定書を締結することは、小麦貿易に関する国際協力の促進が期待され、かつ、開発途上国の食糧問題の解決に貢献することになり、我が国にとつて有益であることにかんがみ、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
三 本件に要する経費
本件に要する経費としては、昭和五十七年度一般会計予算外務省所管に国際小麦理事会分担金として、三千七百九十三万七千円及び大蔵省所管食糧増産等援助費の中に食糧援助費として、二百六億三千七百四十八万円が計上されて

右報告する。
昭和五十七年四月七日
外務委員長 中山 正暉
衆議院議長 福田 一殿

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
右
国会に提出する。
昭和五十七年二月十二日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案
(目的等)

第一条 この法律は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会に關し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とする。
2 この法律において、「国際博覧会条約」とは、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に關する条約をいう。
(国際科学技術博覧会政府代表)
第二条 外務省に、国際科学技術博覧会政府代表

(以下「代表」という。)一人を置く。

2 代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

(任務)

第三条 代表は、国際科学技術博覧会に関する事項について、国際博覧会条約(同条約第二十七条の規定に基づいて制定された国際科学技術博覧会一般規則を含む。)の定めるところにより日本国政府を代表することを任務とする。

第四条 関係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

(任免)

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

(給与及び災害補償)

第六条 代表の俸給月額、九十一万円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附則

1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 この法律は、国際科学技術博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

理由

昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表として国際科学技術博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会の円滑な準備及び運営を行うため、国際博覧会条約の規定に基づく政府代表を設置することとし、その任務等所要の事項を定めることを目的とするもので、その内容は次のとおりである。

1 この法律は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会に関し、国際博覧会条約の規定に基づく政府代表の設置及びその任務等を定めるものである。

2 外務省に特別職の国家公務員である国際科学技術博覧会政府代表(以下「代表」という。)一人を置く。

3 代表は、国際科学技術博覧会に関する事項について、国際博覧会条約の規定により、日本国政府を代表することを任務とする。

4 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行い、代表が任務を終了したときは、解任されるものとする。

5 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行し、博覧会終了の日から起算して一年を経過した日に効力を失うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会の円滑な運営を行うため、政府代表を設置するものであつて、必要かつ適切な措置であると認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和五十七年度一般会計予算外務省所管職員俸給等の目中に七百二十六万五千円計上されている。右報告する。

昭和五十七年四月七日

外務委員長 中山 正暉
衆議院議長 福田 一殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十七年三月十二日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして通商産業大臣が指定するもの

に起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として通商産業大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

四 災害その他の突発的に生じた事由であつ

て、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られておりと認められるものとして通商産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として通商産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

第三条第四項中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に改める。

第三条の二第三項中「又は第三条の五第一項」を「第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項」に改める。

第三条の三第一項中「新技術企業化保険又は第三条の六第一項」を「エネルギー対策保険、第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険又は第三条の七第一項」に改め、同条第二項中「又は第三条の五第一項」を「又は第三条の五第一項又は第三条の六第一項」に改め、同条第三項中「又は第三条の五第一項に規定する債務」を「第三条の五第一項又は第三条の六第一項に規定する債務」に、「又は第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険」を「第三条の五

第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険」に改める。

第三条の四第一項中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に改める。

第三条の六を第三条の七とし、第三条の五第一項中「前条第一項」を「第三条の四第一項」に改め、「公害防止に要する費用」の下に「又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用」を加え、同条を第三条の六とし、第三条の四の次に次の一条を加える。

(エネルギー対策保険)

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用で通商産業省令で定めるものに充てるために必要な資金(前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するもの及び第三条の七第二項に規定する借入金(給付の場合は、給付金に係るものを除く。))に係る金融機関からの借入れ(手形の割引又は給付を受けることを含む。))による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律に

より設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、二億円。以下同じ。)を超えることができない保険(以下「エネルギー対策保険」という。)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該保証をした借入金の額が一億円(当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条、第七条、第九条から第十一条までの規定及び第十三条中「公害防止保険」の下に、「エネルギー対策保険」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「公害防止保険」の下に、「エネルギー対策保険」を加える。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第四条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「公害防止保険」の下に、「エネルギー対策保険」を加え、「百分の八十」とを「百分の八十」とに改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第三条の六」を「第三条の七」に改める。

(中小企業事業転換対策臨時措置法の一部改正)

第六条 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「公害防止保険」の下に「エネルギー対策保険」を加える。

(特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第七条 特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「公害防止保険」の下に「エネルギー対策保険」を加える。

(産地中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第八条 産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

(中小企業事業団法の一部改正)

第九条 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第

五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

理由

中小企業信用保険について、エネルギー対策保険の制度の創設及び倒産関連中小企業者の範囲の拡大を行い、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小企業信用保険について、エネルギー対策保険の制度の創設及び倒産関連中小企業者の範囲の拡大を行い、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 倒産関連中小企業者の範囲の拡大

災害その他の突発的要因により、経営の安定に支障を生じている特定地域の特定業種に属する中小企業者及び特定地域に事業所を有する中小企業者について、倒産関連保証の特例(普通保険七千万円、無担保保険一千万円、特別小口保険三百万円の別枠保証)を適用することができるよう倒産関連中小企業者の範囲を拡大する。

2 エネルギー対策保険の創設

中小企業者の省エネルギー施設又は石油代替エネルギー施設の設定資金の借入れについて、信用保証協会がした保証を対象とするエネルギー対策保険を創設し、その保険価額の限度額を一億円(組合の場合は二億円)、てん補率^(一)百分の八十とする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十七年四月七日

商工委員長 渡部 恒三

衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、現下の経済情勢、なかんずく中小企業をとりまくきびしい環境において、中小企業信用補充制度が果たしている役割の重要性にかんがみ、その充実を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業信用保険公庫の融資基金及び保険準備基金の拡大を引き続き検討する等運営基盤の一層の強化に努めること。

二 信用保証協会に対する基金補助制度及び融資基金制度の有効活用を図り、地方公共団体、金融機関等の一層の協力を要請するとともに、信用保証協会の保証が円滑に行われるよう適切に指導すること。

三 新たな倒産関連保証特例制度の指定基準の策定及び運用にあたっては、具体的な地域の実情等に適切に対応することができるよう配慮すること。

四 中小企業の海外投資に関する最近の情勢にかんがみ、これに対応する中小企業信用補充制度その他の中小企業施策の展開について検討すること。

五 信用保証協会の保証つき融資の金利の引下げについては、金融機関に対し、なお引き続き積極的に指導すること。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

右

昭和三十七年三月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

小規模企業共済法の一部を改正する法律

小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号 小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

一部を次のように改正する。

目次中「第四章 罰則(第二十八條)」を削る。
第二條の三中「十二月」を「六月」に改め、同條第一号中「第七條第三項第一号」を「第七條第四項第一号」に改める。

第二條の四中「十二月」を「六月」に改める。

第四條第二項中「三万円」を「五万円」に改める。

第七條第一項中「又は第三項」を削り、同條第四項を削り、同條第三項中「事業団は」を削り、「を解除しなければならぬ」を「は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。
3 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

第十二條第三項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第一号中「第七條第三項第一号」を「第七條第四項第一号」に改め、「解除された」の下に「ものとみなされた」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同項第三号中「第七條第三項」を「第七條第四項」に改め、「解除された」の下に「ものとみなされた」を加える。
第十三條第一項中「第七條第三項第一号」を「第

七條第四項第一号」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第四章を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 この法律による改正前の小規模企業共済法(以下「旧法」という。)の定めるところにより締結された共済契約であつて、この法律の施行前にその共済契約者に旧法第二條の三各号若しくは第二條の四各号に掲げる事由が生じたもの又は旧法第七條第三項若しくは第四項の規定により解除されたものに係る共済金又は解約手当金の支給については、なお従前の例による。

3 旧法の定めるところにより締結された第一種共済契約であつて、この法律の施行前にその共済契約者に旧法第七條第三項各号に掲げる事由が生じたもの(前項に規定するもの及びこの法律の施行前に同條第二項の規定により解除され

たものを除く。)については、この法律の施行の時に解除されたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における経済事情の変化に対応して小規模企業共済契約の掛金月額を最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給要件を一部改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、小規模企業共済契約の掛金月額の最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給要件を一部改善する等の措置を講じ、小規模企業共済制度の拡充を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 掛金納付月数の短縮

第一種共済契約及び第二種共済契約の共済金の受給のために必要な掛金納付月数を十二

月から六月に引き下げる。

2 掛金月額の最高限度の引上げ
掛金月額の最高限度を三万円から五万円に引き上げる。

3 共済契約解除の手續の簡素化

中小企業事業団は、第一種共済契約の共済契約者に、会社への組織変更による事業の廃止、配偶者又は子に対する事業全部の譲渡、会社等の役員任意退職の事由が生じたときは、第一種共済契約を解除しなければならないことになつてゐるが、これを当該事由が生じた時に解除されたものとみなす。

これに伴い、第一種共済契約の解除事由が生じたときの共済契約者の届出義務及びその違反に対する罰則に関する規定を削除する。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、小規模企業共済制度の拡充を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十七年四月七日

商工委員長 渡部 恒三

衆議院議長 福田 一殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十七年一月二十九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の

一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「七十万円」を「百万円」に改

める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、一の預金者に対する貸付金総額の制限額を百万円に

昭和五十七年四月八日 衆議院会議録第十六号

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

五四五

引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、預金者に対する貸付金総額の制限額を引き上げる改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 郵便貯金の一の預金者に対する貸付金総額の制限額を百万円(現行七十万円)に引き上げることとする。

2 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、郵便貯金法の目的に照らし妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十七年四月七日

通信委員長 水野 清

衆議院議長 福田 一殿

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十七年二月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

漁業災害補償法の一部を改正する法律

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

「第四章の二 政府の漁業共済保険事業(第百四十七条 第五章 漁業共済基金 第一節 総則(第百四十八条―第百六十二条) 第二節 役員等(第百六十三条―第百七十五条) 第三節 業務(第百七十六条―第百八十条) 第四節 財務及び会計(第百八十一条―第百八十八条) 第五節 監督(第百八十九条―第百九十条) 第六節 雑則(第百九十一条―第百九十四条) 第六章 国の助成等(第百九十五条―第百九十六条の二) 第百四十七条の三」

の二―第百四十七条の三」

「第五章 政府の漁業共済保険事業(第百四十七条の二―第百九十四条) 第六章の二 国の助成等(第百九十五条―第百九十六条の二) 第六章の三 雑則(第百九十六条の三―第百九十六条の十七)」

条の三―第百九十六条の十一」に改める。

第十条に次の一項を加える。

2 組合は、前項に規定する事業のほか、当該事業の実施に支障のない限りにおいて、地域共済事業を行うことができる。

第二十二條に次の一項を加える。

2 組合が地域共済事業を行う場合には、定款に

「第六十七條第二項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。

第六十八條中「第百一条第一項」の下に「第百九十六條の十七において準用する場合を含む。」を

は、前項に掲げる事項のほか、地域共済事業の種類を記載しなければならない。

第六十七條第二項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。

第六十八條中「第百一条第一項」の下に「第百九十六條の十七において準用する場合を含む。」を

加える。

第八十条第一項中「九十日」の下に「当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、政令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数」を加える。
第八十条の二第三項中「その区域を分けて」を削る。

第三章第二節中第八十三条の次に次の一条を加える。

(継続申込特約)

第八十三条の二 漁獲共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることが出来る。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る種目と漁業単位及びこれに係る種目が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の共済限度額に対する割合並びに前条第一項又は第二項に規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続申込特約は、当初契約の共済契約者が継続申込特約につき解除する旨の申出を組合に対し行つたとき、又は継続契約が成立しなかつたとき、その効力を失つたとき、若しくは解除されたとき(当該解除が第九十一条第四項に該当するものであるときを除く。)は、その効力を失う。

4 継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合については、第八十一条第一項の割合が改められた場合その他の被共済者の責めに帰することができない事由であつて農林水産省令で定めらるるものがある場合には、継続申込特約にかかわらず、農林水産省令で定めるところによりこれを変更することが出来る。

5 継続契約の共済限度額は、第八十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額が、当該継続申込特約に係る直前の共済契約の共済限度額を基準とし、農林水産大臣の定めるところにより算出される上限金額を超え又は下限金額を下回る場合は、それぞれ当該上限金額又は当該下限金額とする。

6 当初契約の被共済者は、自己の責めに帰する事由がなくて、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が農林水産省令で定める額に満たないときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部の払戻しを請求することが出来る。

第七十二条第三項を削る。
第八十二条第四項中「当該共済目的の数量」の下に「(以下「直前数量」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の際に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の種類の養殖業に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金(第二号の種類の養殖業にあつては、同号の政令で定め

る共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。)については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済については、その共済金は、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的についての共済事故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちその超える部分の金額に当該共済契約に係る第八十二条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

二 第八十四条第三号に掲げる養殖業であつて政令で定める種類のもの(前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。)に係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生の際に照らして政令で定めるところにより組合が共済規程で

指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合（当該割合に比し、特定第三号養殖業に係る養殖共済の共済事故の発生の際に比し百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合が大きい場合にあっては、その割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的についての損害額から、直前数量に当該共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合、当該共済目的の第二百二十一条第一項の単位当たり共済価額及び第四項の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額に、当該共済契約に係る第二百二十条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

第二百四十二条の見出し中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条中「若しくは第九十二条第二項」を「第九十二条第二項若しくは第九十三条の二第六項」に、「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第二百四十七条の三第一項中「保険区分」を「政令で定める保険区分（以下単に「保険区分」という。）」に改め、同条第二項を削る。

第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る。

第二百四十八条から第九十四条までを次のように改める。

第二百四十八条から第九十四条まで 削除

第四章の二を第五章とする。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 中央漁業信用基金の漁業災害補償関係業務

（中央漁業信用基金の業務）

第九十六条の三 中央漁業信用基金（以下「中央基金」という。）は、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号。以下「保証法」という。）第六十六条に規定する業務のほか、漁業共済団体が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給

を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。

- 一 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して必要とする資金の貸付け
- 二 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して金融機関に対し負担する債務の保証
- 三 第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け
- 四 前三号の業務に附帯する業務

（業務の委託）

第九十六条の四 中央基金は、次条第一項の業務方法書で定めるところにより、漁業災害補償関係業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができ

る。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4 第一項に規定する漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第八十七条第五項の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務方法書）

第九十六条の五 中央基金は、漁業災害補償関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度
- 二 一漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限度

昭和五十七年四月八日 衆議院会議録第十六号 漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

五四七

<p>三 貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件</p> <p>四 貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項</p> <p>五 保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項</p> <p>六 金銭の寄託の引受けの条件</p> <p>七 余裕金の運用の方法</p> <p>八 その他農林水産省令で定める事項 (貸付金等の使用)</p>	<p>弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。</p> <p>(区分経理)</p> <p>第百九十六条の七 中央基金は、漁業災害補償関係業務に係る経理については、漁業災害補償関係助定を設けて、保証法第百六条に規定する業務に係る経理と区分して整理しなければならない。</p>	<p>定める基準に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>3 漁業共済団体は、第一項の漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、中央基金に出資することができる。</p> <p>4 第一項の漁業災害補償関係資金に係る持分については、都道府県又は漁業共済団体でなければ、その譲渡しを受けることができない。</p>	<p>入金は、一年以内に償還しなければならない。</p> <p>(大蔵大臣との協議)</p> <p>第百九十六条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。</p> <p>一 第百九十六条の五第一項、前条第一項若しくは第二項ただし書又は次条第一項の規定により読み替えられた保証法第百十六条の認可をしようとするとき。</p> <p>二 第百九十六条の五第二項第八号又は次条第一項の規定により読み替えられた保証法第百二十三条の農林水産省令を定めようとするとき。</p> <p>三 第百九十六条の四第一項の規定による指定をしようとするとき。</p> <p>四 次条第一項の規定により読み替えられた保証法第百七条第一項の承認をしようとするとき。</p>
<p>第百九十六条の六 漁業共済団体は、中央基金からの貸付金又は中央基金の保証に係る借入金を共済金又は再共済金の支払以外の目的に使用してはならない。</p> <p>2 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金を他の目的に使用したときは、中央基金は、前条第一項の業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の</p>	<p>第百九十六条の八 中央基金は、漁業災害補償関係業務に関して、漁業災害補償関係資金を設け、政府、都道府県及び漁業共済団体が当該漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する額をもつてこれに充てなければならない。</p> <p>2 都道府県は、前項の漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して中央基金に出資しようとする場合は、自治大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該出資が自治大臣の</p>	<p>2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林水産大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。</p> <p>3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借</p>	

(中小漁業融資保証法の特例)

第九十六條の十一 漁業災害補償関係業務及び

漁業災害補償関係補償定については、保証法第百

十六條、第百十七條、第百二十四條、第百二十

五條第一項並びに第百三十條第一号及び第十七

号中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(漁業災害

補償関係業務に係る事項については、農林水産

大臣)」と、保証法第百二十三條中「主務省令」と

あるのは「主務省令(漁業災害補償関係補償定に係

る事項については、農林水産省令)」と、保証法

第百二十四條第二項及び第百二十五條第一項中

「この法律」とあるのは「この法律又は漁業災害

補償法」と、保証法第百二十七條第一項中「これ

を各出資者に対し」とあるのは「当該残余財産の

うち漁業災害補償関係補償定に属するものを漁業

災害補償関係資金に係る持分(以下この項にお

いて「漁業災害補償関係持分」という。)を有する

各出資者に対し、当該残余財産のうち漁業災害

補償関係補償定に属するもの以外のものを漁業災

害補償関係持分以外の持分を有する各出資者に

対し」と、保証法第百三十條第三号中「協会又

は中央基金」とあるのは「協会が行うことができ

る事業又はこの法律若しくは漁業災害補償法の

規定に基づき中央基金」とする。

2 漁業災害補償関係業務については、保証法第

百七條及び第百八條の規定は、適用しない。

第六章の三 雜則

(地域共済事業の内容)

第九十六條の十二 地域共済事業は、組合員又

はその直接の構成員たる中小漁業者の漁獲金額

若しくは養殖に係る生産金額の減少又は養殖水

産動物、養殖施設若しくは漁具に係る損害で

あつて漁業共済事業によつてはてん補されない

ものにつき、被共済者に対し共済金を交付する

事業とする。

(地域共済事業に係る共済規程)

第九十六條の十三 組合が地域共済事業を行う

場合には、地域共済事業に係る共済規程をもつ

て、次に掲げる事項を規定しなければならない

い。

一 地域共済事業の細目に関する事項

二 地域共済事業の共済掛金に関する事項

三 地域共済事業の共済金額に関する事項

四 地域共済事業の共済責任に関する事項

五 損失又は損害の認定に関する事項その他地

域共済事業の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域共済事業

に係る共済契約の締結に関する事項その他農

林水産省令で定める事項

第九十六條の十四 組合は、地域共済事業に係

る共済規程を定め、又はこれを変更しようとな

るときは、総会の議決を経なければならない。

2 地域共済事業に係る共済規程については、第

四十四條第二項及び第四十七條(同条第三号及び

第四号を除く。)の規定を準用する。この場合に

おいて、第四十條第二項中「定款又は共済規程の

変更」とあるのは、「地域共済事業に係る共済規

程の設定又は変更」と読み替えるものとする。

(地域共済事業を行う組合)

第九十六條の十五 地域共済事業を行う組合に

ついでに第二十七條第一項、第三十四條第一

項、第三十六條第二項、第六十九條及び第七十

一條から第七十四條までの規定の適用について

は、これらの規定(第七十三條及び第七十四條

を除く。)中「共済規程」とあるのは「共済規程、

地域共済事業に係る共済規程」と、第七十三條

中「漁業共済事業」とあるのは「漁業共済事業若

しくは地域共済事業」と、第七十四條中「命ずる

ことができる」とあるのは「命ずることができ

る。ただし、前二條の規定による命令が地域共

済事業に係るものであるときは、当該組合の役

員の解任に限り行うことができる」とする。

(共済金額の最高額の制限)

第九十六條の十六 農林水産大臣は、必要があ

ると認めるときは、地域共済事業の共済金額に

ついて、その最高額を定めることができる。この

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号 農業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

場合には、地域共済事業の共済金額は、当該金額を超えてはならない。

(地域共済事業についての準用)

第百九十六条の十七 地域共済事業については、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項、第二項及び第五項、第八十三條、第八十四条第一項、第八十五条から第九十二条まで、第九十三条第一項、第九十四条、第九十五条第一項並びに第九十六条から第一百一条まで並びに商法第六百三十一条、第六百四十二条、第六百四十三条、第六百五十八条、第六百六十一条及び第六百六十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

第百九十八条を次のように改める。

第百九十八条 削除

第百九十九条を次のように改める。

第百九十九条 次の各号の一に該当する場合に

は、その違反行為をした中央基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第百九十六条の七又は第百九十六条の八第一項の規定に違反する経理をしたとき。

第二百条第十八号中「第百四十七条」の下に「又は第百九十六条の十七」を加える。

附則第二条の五を次のように改める。

(特定養殖共済の内容)

第二条の五 特定養殖共済は、次に掲げる損失又は損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

一 被共済者又はその構成員の営む特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額又は構成員を通ずる生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員

の損失

二 被共済者又はその構成員の営む特定養殖業に係る養殖施設の供用中における損壊、流失等があつた場合の被共済者又はその構成員の損害

附則第二条の五の次に次の一条を加える。

(特定養殖共済の養殖施設に係る共済目的及び共済事故)

第二条の五の二 特定養殖共済であつて前条第二号に掲げる損害に係るものは、特定養殖業に係る政令で定める養殖施設とする。

2 特定養殖共済であつて前条第二号に掲げる損害に係るものは、特定養殖業に係る政令で定める養殖施設における損壊(農林水産省令で定める程度のものに限る)、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

附則第二条の八の次に次の一条を加える。

ついで、前二条の要件を満たして附則第二条の五第一号の損失に係る共済契約を締結する場合であつて、その者が当該特定養殖共済において共済目的とすることができる養殖施設(以下「共済目的特定施設」という。)で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するものすべてを共済目的とし、当該特定養殖共済において当該共済責任期間中に付加する共済目的

特定施設で当該特定養殖共済に係る養殖水産動植物の養殖の用に供するものがある場合には、そのすべてを共済目的とすることを約するとき

に限り、認可組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

附則第二条の九中「共済金額」の下に「であつて附則第二条の五第一号に掲げる損失に係るもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特定養殖共済の共済金額であつて附則第二条の五第二号に掲げる損害に係るものは、その共済額を超えない範囲内において、共済額に

共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

附則第二条の第十一项中「前条」を「前条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(共済価額)

第二条の十の二 附則第二条の九第二項の共済価

額は、共済目的の種類たる養殖施設ごとに、農
林水産省令で定めるところにより、その単位当
たり共済価額に、共済目的たる当該養殖施設
(当該共済責任期間中に付加されるものを含
む。)の数量を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済価額は、共済契約ごと
に、農林水産省令で定めるところにより、当該
共済目的の共済責任期間の開始時における価額
として、認可組合が共済規程で定めるところに
より定める金額とする。

附則第二条の十一中「種類」の下に、「共済目的と
なる養殖施設」を加える。

附則第二条の十二第一項中「特定養殖共済の共

済金」の下に「であつて附則第二条の五第一号に掲
げる損失に係るもの」を、「この項の下に」及び次
項を、「合計数量」の下に「。次項において同じ。」
を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一
項を加える。

2 特定養殖業のうち政令で定める種類のものに
係る特定養殖共済であつて、被共済者の営む当
該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生
産金額がその共済限度額に達しない場合におい
て、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済
責任期間中の養殖に係る生産数量が前項の政令
で定めるところにより当該被共済者の営む当該
特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数
量を基準として認可組合が定める基準生産数量
に達しないときにおける共済金の支払に關し農
林水産省令で定める要件に該当する特約がある
共済契約に係るものの共済金(附則第二条の五
第一号に掲げる損失に係るものに限る。)は、前

項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約に
おいて共済金を支払うべきこととされた場合に
該当する場合に支払うものとし、その金額は、
当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当
該被共済者(その者が附則第二条の六第一号に
掲げる組合員であるときは、同号に規定する中
小漁業者のすべて)の営む当該特定養殖業の種
類に係る前項の農林水産省令で定める割合を乗
じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する
割合を乗じて得た金額とする。

附則第二条の十二に次の二項を加える。

4 特定養殖共済の共済金であつて附則第一条の
五第二号に掲げる損害に係るものの金額は、共
済契約ごとに、共済目的についての共済事故に
よる損害額に当該共済契約に係る附則第二条の
九第二項の割合を乗じて得た金額とする。

5 前項の損害額は、当該共済事故に係る損害数
量に農林水産省令で定める基準に従い共済規程
で定めるところにより調整を施した数量に、当

該共済目的の附則第二条の十の二第二項の単位
当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責
任期間の開始日から当該共済事故の発生日まで
の期間に応じ農林水産省令で定めるところによ
り共済規程で定める割合を乗じて得た金額とす
る。

附則第二条の十三第一項中「第四章の二」を「第
五章」に改め、「水産動植物」の下に「及び養殖施
設」を加え、同条第三項中「及び第百十九条第一
項の規定」を、「第百十九条第一項、第百二十三
条第一項本文及び第百二十五条の規定」に改め
る。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第六章の次に二章を加える改正規定(第六
章の二に係る部分に限る。)並びに附則第三条

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号 漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

五五一

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号 漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

五五二

及び第五条の規定 公布の日

二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第百四十八条から第百九十四条までの改正規定、第四章の二を

第五章とする改正規定、第百九十八条、第百九十九条及び第二百一条の改正規定並びに附

則第二条の十三第一項の改正規定(第四章の二を「第五章」に改める部分に限る。)並びに

附則第四条及び第七条から第十二条までの規定 昭和五十七年十二月三十一日までの間に

おいて政令で定める日 (養殖共済に係る共済契約に関する経過措置)

第二条 改正後の漁業災害補償法(以下「新法」と

いう。)第百二十四条第二項第二号の規定は、その共済責任期間の開始日が新法の施行日以後の

日である養殖共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が新法の施行日

前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

(漁業共済基金の解散等)

第三条 漁業共済基金(以下「共済基金」という。)は、附則第一条第二号の政令で定める日に解散

するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時において中央漁業信用基金(以下「中央基金」という。)が承継する。

2 共済基金の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度は、共済基金の解散の日の前日に終わるものとする。

3 共済基金の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により中央基金が共済基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における共済基金に対する政府、都道府県及び漁業共済団体の出資額に相当する金額は、それぞれ、その承継に際し政府、当該都道府県及び当該漁業共済団体から中央基金に新法第百九十六

条の八第一項の漁業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

この場合において、中央基金は、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第八

十二条第二項の認可を受けることなく、その額により、資本金を増加するものとする。

5 第一項の規定により中央基金が共済基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の漁業災害補償法(以下「旧法」という。)第

百八十四条第一項の積立金として整理している金額は、中小漁業融資保証法第百二十一条第一

項の準備金として整理しなければならない。

6 共済基金の解散については、旧法第百九十三条第一項の規定による残余財産の分配は、行わ

ない。

7 第一項の規定により共済基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第四条 旧法第百五十三条第三項の規定によつて

した承認又は旧法第百八十五条第一項若しくは

第二項ただし書の規定によつてした認可は、それぞれ、新法第百九十六条の八第二項の規定によつてした承認又は新法第百九十六条の九第一

項若しくは第二項ただし書の規定によつてした認可とみなす。

第五条 附則第三条第一項の規定により中央基金が共済基金の権利及び義務を承継する日を含む

事業年度に係る新法第百九十六条の三に規定する漁業災害補償関係業務に関する予算、事業計画及び資金計画については、中小漁業融資保証

法第百十六条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「漁業災害補償法第百九十六条の三に規定する漁業災害補償関係業務の開始後遅滞なく」とする。

(前則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第七条 中小漁業融資保証法の一部を次のように改正する。

第九十五条第二項中「三人」を「四人」に改める。

第百三条第二項中「二十人」を「三十人」に改め、

同条第三項中「有する者」の下に「並びに中央基金の出資者を代表する者」を加える。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。

別表第一第一号中

漁業共済基金
漁業共済組合
漁業共済組合連合会

を

漁業共済組合
漁業共済組合連合会
に改める。

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の

一部を次のように改正する。

別表第一第一号中

漁業共済基金
漁業共済組合
漁業共済組合連合会

を

漁業共済組合
漁業共済組合連合会
に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)

の一部を次のように改正する。

別表第二漁業共済基金の項を削る。

別表第三中「同法第七十六条第一号」を「同

法第九十六条の三第一号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一

十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中、「漁業共済基

金」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十二条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律

第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第三号中、「漁業共済基金」を削り、

「行なり」を「行い」に改める。

理由

最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に

即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図

るため、漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済に

ついで共済契約の締結を促進する措置を講ずる

とともに、特殊法人の整理合理化を図るため、漁

業共済基金を解散し、その業務を中央漁業信用基

金に承継させることとする措置を講ずる等の必要

がある。これが、この法律案を提出する理由であ

る。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における中小漁業者の漁業事情

等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円

滑な運営を図るため、漁獲共済、養殖共済及び

特定養殖共済についての共済契約の締結を促進

する措置を講ずるとともに、特殊法人の整理合

理化を図るための措置を講じようとするもの

で、その主な内容は次のとおりである。

1 漁獲共済の仕組みについて、加入の拡大を

図るため、都道府県知事が地域の実態に応じ

て加入集団や加入区を設けられるようにする

こととし、また、継続的な加入を確保するた

め、継続申込特約方式を導入し、この方式に

よる契約については、補償水準が大幅に変動

しないようにすること。

2 養殖共済の仕組みについて、漁業者が自己

の共済需要に応じて加入できるよう契約締結

要件を緩和して加入の拡大を図ることとし、

また、共済金の支払方法を改め、特定の共済

事故については、てん補の対象としない途を

開くこと。

3 試験的に実施している特定養殖共済につい

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号 漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

五五四

て、養殖施設を共済の対象とすること等の改善を図り、また、新たに、地域の共済需要に
応ずるため、漁業共済組合が地域共済事業を
実施することができることとする。

4 漁業共済基金を解散し、中央漁業信用基金
がその業務を承継して行うことができるよう
にするほか、権利及び義務の承継等所要の措
置を講ずること。

二 議案の可決理由

最近における中小漁業者の漁業事情等の推移
に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営
を図るための措置等を講じようとする趣旨は妥
当と認め、本案は、全会一致をもつて原案のと
おり可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十七年度漁船再保険及漁業共済保険特

別会計(農林水産省所管)に漁業共済保険収入の
うち一般会計より受入として八十二億三千七百
九十二万九千円が計上されている。
右報告する。

昭和五十七年四月七日

農林水産委員長 羽田 孜

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、漁業用燃油価格の高騰、二百海里海洋
新秩序の定着等厳しい漁業環境に対処し、漁業経
営安定対策の強力な推進を図り、併せて、本法の
施行に当たつては、本制度が果たす役割の重要性
を十分考慮し、左記事項の実現に万遺憾なきを期
すべきである。

記

一 燃油価格の高騰による漁業経費の増大が中小

漁業経営を圧迫している現状に対処するため、
再生産が阻害されることのないよう漁業実態に
即応した補償水準の設定に努め、併せて、大型
漁船の操業形態に適合した制度の仕組み及び漁
業経費の補てんを基本とする制度の在り方につ
いて検討すること。

二 国際規制の強化が本制度の健全な運営に著し
い影響を及ぼすことのないよう、共済組合が行
う共済契約締結の制限、共済限度額の調整等に
つき適切な指導を行うこと。

三 漁業経営の安定と本制度の健全な発展のた
め、政府及び地方公共団体が行う融資措置等の
経営対策と本制度との有機的な運用について検
討すること。

四 試験実施が続けられているのり、特定養殖共
済については、すみやかに本格実施に移行する
よう努めること。

五 養殖共済において常襲病害を不てん補とする
については、発病の予防及び魚病のまん延の防
止等防疫措置の充実を図るとともに、適正な養
殖管理につき指導を強化すること。

六 地域共済については、十分な危険分散を図る
こと等によつて、漁業者の共済需要に対応し、
かつ、その事業運営の健全性が確保されるよう
な措置を講ずること。

七 漁業共済団体の赤字処理に当たつては、漁業
者の経済負担力が弱小である実情にかんがみ、
漁業者の過大な負担とならないよう十分配慮
し、その円滑な解消に努めること。

八 漁業共済基金の機能が中央漁業信用基金に承
継されることに伴い、漁業共済事業の運営に支
障を生ずることのないよう必要な資金の調達等
に万全を期すること。

右決議する。

衆議院會議録第十三号中正誤

へい 段行 誤

四一 一 三 日米の

正 日本の

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

五五五

昭和五十七年四月八日 衆議院會議録第十六号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

五五六

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 平 105
電話 東京 六三二(六代)

定価一部
三〇円